

(第一類 第一號)

衆議院 第百五十三回 国会

内閣委員会議録

(一三六)

第百五十二回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議録 第三号

平成十三年十一月二十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 大畠 章宏君

理事 逢沢 一郎君

理事 西川 公也君

理事 中沢 健次君

理事 工藤堅太郎君

伊藤信太郎君

亀井 久興君

佐田玄一郎君

阪上 善秀君

竹本 直一君

枝野 幸男君

金子善次郎君

松沢 成文君

太田 昭宏君

北川れん子君

福田 康夫君

村井 仁君

竹中 平蔵君

石原 伸晃君

尾身 幸次君

同日 金子善次郎君

山花 郁夫君

渡辺 伸三君

仲村 正治君

坂上 善秀君

小澤 治文君

(政府参考人) 人事院事務総局総務局長 平山 英三君  
(政府参考人) 内閣府原子力安全委員会事務局長 木阪 崇司君  
(政府参考人) 政府参考人 (警察庁長官) 村上 德光君  
(政府参考人) 政府参考人 (警視庁生活安全全局長) 黒澤 正和君  
(政府参考人) 政府参考人 (警察庁警備局長) 漆間 嶽君  
(政府参考人) 政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 田村 政志君  
(政府参考人) 政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 佐々木宜彦君  
(政府参考人) 政府参考人 (資源エネルギー庁原子力防災課長) 山下 弘一君  
(政府参考人) 政府参考人 (資源エネルギー庁原子力防災課長) 新倉 紀一君

平山 英三君

関する基本方針に関する意見書(北海道知内町議会)(第二〇八七号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道木古内町議会)(第二〇八八号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道鹿部町議会)(第二〇八九号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道長万部町議会)(第二〇九〇号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道寿都町議会)(第二〇九一号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道由仁町議会)(第二〇九三号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道積丹町野町議会)(第二〇九四号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道幌延町議会)(第二〇九五号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道虻田町議会)(第二〇九六号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道厚真町議会)(第二〇九七号)  
青少年健全育成基本法制定に関する意見書(鳥取県米子市議会)(第二〇九八号)  
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針に関する意見書(北海道虻田町議会)(第二〇九六号)  
暴走族の根絶を目指し抜本的対策に関する意見書(鳥取県米子市議会)(第二〇九八号)

書(大阪府門真市議会)(第二〇九九号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案起草の件

内閣の重要な政策に関する件

典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

各調査のため、本日、政府参考人として人事官小澤治文君、人事院事務総局総務局長平山英三君、内閣府原子力安全委員会事務局長木阪崇司君、警察庁長官官房国際部長村上徳光君、警視庁生活安全局長黒澤正和君、警視庁警備局長漆間巖君、総務省大臣官房審議官田村政志君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君及び資源エネルギー庁原子力防災課長山下弘一君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

○大畠委員長 御異議なしと認めます。よって、



つそう書いたことをもつて疑惑というふうに言わ  
れると、私も大変困るわけであります。

疑惑を思われるような記事の書き方を当然向こ  
うはプロフェッショナルですからするわけです  
が、書き過ぎると私が名譽毀損を逃れるための非常に巧み  
な書き方をしている週刊誌の記事、これは恐らく  
委員の先生方も一度や二度そういう目に皆さん  
遭つておられるんだと思いますけれども、私自身  
はそういう疑惑があるとは思つておりませんが、  
私自身、何ら恥じることはない行動をとつてきた  
と思つておりますので、これは私のプライバシー  
の問題は別としまして、答えられる範囲では何で  
○細野委員 その決意を伺つた後に、少し事実関  
係を押さえていつて、これが果たして疑惑なのか  
どうかということをぜひこの場所で私は明らかに  
したいというふうに思つております。

御存じのとおり、住民税は基本的には一月一日  
に住所がある場所の市町村で捕捉される、そういう  
形式をとつております。竹中大臣の場合は、九  
三年から九年の四年間にわたつて、一月一日、  
米国に移住をされていて、この間住民税を払つて  
いないということになつておるわけですね。

まずお伺いをしたいのは、私、内閣のホーム  
ページを拝見しますと、竹中大臣の資格といいま  
すか略歴の中に、九年から九年は慶應義塾大  
学の総合政策学部の助教授ということが書かれて  
いるわけです。上田清司議員の質問に対しても  
は、コロンビア大学で何かをされていたといつてお  
話がありましたが、慶應義塾大学の助教授  
をやられると同時に、コロンビア大学で何をされ  
ていたんでしょうか。

○竹中国務大臣 コロンビア大学のビジネスス  
クールに日本経営研究センターというところがござ  
ります。ヒュー・パトリック教授が所長をしていら  
つしやるところでありますけれども、そこのセント  
ラーの客員研究員をその間させていただいて  
おりました。

○細野委員 そこで大臣は、コロンビア大学から  
は所得を得ていらっしゃつたんでしょうか。

○竹中国務大臣 これは、どういうステータスで  
アメリカに住むか、アメリカに住むに当たりまし  
ては御承知のとおりビザが必要になるわけであり  
ますけれども、ビザのステータスが何であつたか  
ということにかかると思います。

私は、客員研究員というふうに申し上げました  
が、交換研究員用のビザ、J-1ビザというビザが  
あります、それで行つておきました。このJ-1  
ビザというのは、これはちょっと正確ではないか  
もしませんが、通常の場合は所得を現地で稼ぐ  
ということは認められないと思います、特別  
の場合は認められるかもしれません。これはな  
ぜかといいますと、交換留学生のビザもそうなん  
ですが、確かに非常にグレーナーで、外國から何かの技術を持った人間  
が入ってきてそこで仕事をするとアメリカ国民の  
ジョブのオポチュニティを奪つてしまふ、だか  
ら、研究に来てください、ないしは教育に来てく  
ださい、しかし、所得については別途、これは普  
通の場合は奨学金とかどこからかの、別のところ  
からの研究費ということになりますが、私はそ  
ういうステータスでございます。

したがつて、その期間に関しては、アメリカで  
の所得は原則として得ておりません。

○細野委員 そうしますと、日本では慶應義塾大  
学の方で助教授をさせていたわけですから、四月  
から七月の四ヶ月間ですか、毎年日本で春期の講  
座を持つておられて、そこで当然所得を得ていた  
ということになりますね。

つまり、確認をしたいんですが、この間、日本  
では所得を得ていて、アメリカでは所得を得てい  
なかつたということによろしいでしょうか。

○竹中国務大臣 基本的には、その間の集中講義  
に関して慶應大学からいわゆる給料が支払われて  
おりました。

あと、若干の追加をさせていただきますけれども、  
も、これは解釈をどのようにさせていただいたら  
いいのかちょっとわかりませんが、その間、アメ

リカで研究をしておりまして、アメリカのことをする応益の課税であるというふうに思つています。

したがつて、例えれば青森に住んでいる人がい  
る、それに対する所得は得ておきました。所得の  
源泉は、それにお金を支払う、原稿料等々支払う  
出版社等々は専ら日本の会社であつたというふ  
うに記憶しておりますが、研究活動、調査活動をア  
メリカにおいて行つていたというのは一点、前の  
質問に関連しますが、申し上げておきたいと思  
います。

○細野委員 これは事前に総務省の方に、どうい  
う形で住民税というのを納めるものなんですかと  
随分確認をしたんですけど、確かに非常にグレーな  
ゾーンはあると思います。ただ、これはもう一度  
しっかりと確認する必要はあるんですが、所得を  
日本で得ておられた職業というのは非常に重要  
な住民税のテーマになつてくるわけですね。その  
点を、ちょっと後ほど総務省の方からも聞きた  
いと思います。

もう一つ、竹中大臣にお伺いをしたいのが、実  
は、台帳課税主義についてでございます。  
上田清司議員が十三日に質問されたことに対し  
て、竹中大臣はこういうふうにお答えになつてい  
ます。一月一日に住民票に登録されているところ  
で住民税を払うという、いわゆる台帳課税主義と  
いうのは、基本的には財政学のどの教科書にも出  
ていることですから、大学一、二年生の学生で勉  
強している人ならみんな知つてゐるはずだと思  
います。

済みません、私、ちょっと財政の専門家でない  
のでわからないんですが、この台帳課税主義につ  
いて、竹中大臣のお考へを、御存じのところを、  
簡潔で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○竹中国務大臣 今記憶していることですので、  
学問的に見て、また法律上正確かどうかというの  
はちょっと自信がありませんけれども、基本的に  
は、税というのはすべて実態に合わせて払うもの  
だというふうに思います。したがつて、住民税と  
いうのは、どの国に住んで、どの地域に住んで、

どこの住民サービスを受けているのか、それに対  
する応益の課税であるというふうに思つていま  
す。

したがつて、例えれば青森に住んでいる人がい  
る場合に、これは出稼ぎに来つておりました。そ  
の場所で、これは出稼ぎに来つておられたんですか  
から、東京で払うべきか青森で払うべきかという問題が  
あるんだと思います。しかし、その場合、実態を  
反映して払うというのが原則だと思います。

ただし、人間、移動しますから、実態把握を一  
人一人についてやるというのは、これはすごい大  
変なことなんだと思つうんです。したがつて、ル  
ルを決めて、一月一日に住民税の基本台帳に載つ  
ている場所で払おう。そうすると、青森から出稼  
ぎに来つて生活している人もいるかも知れない  
けれども、全体で見るとそんなに大きなそこが來  
されないのでないだらうか。徵税コストを安く  
するための一つの技術として、一月一日の住民税  
台帳を基本にするというのを運用上の重要なル  
ルにしているのではないか、そのように理解して  
います。

○細野委員 重箱の隅をつつくもりは全くない  
んです。私、財政学の教科書を五冊、主なものを見  
せび見せて貰つて国会図書館で借りてきました。  
台帳課税主義というのは一つも載つていな  
いんです。

これは総務省の方にも確認をしたんですね。  
も、台帳課税主義というのは何のことをいうかと  
いうと、固定資産税は所有者課税を原則としてい  
る、ただ、その所有者というのは、課税技術上の  
要請から、例えば土地であれば登記、そういう台  
帳に基づいて課税するということを言つてゐる  
ですね。

ただ、住民税がどうか。住民税をどういうふ  
うに取るかというのを各自治体に対して指導してい  
るペーパーを見ると、実は、要するに、その前提  
となる住民票の移転というのは、客観的居住の事  
実を基礎に、これに当該居住者の主観的居住意思

を総合して決めていいと。つまり、住民票の移転などというのは、主観的に、おれがここに住んでいると言えばある程度自由に動かせるということをここで言っているわけですよ。

こんな状況で、竹中大臣がおっしゃるように台帳課税主義、逆からいうと、徵稅当局からすると、要するに、一月一日に住所さえ置いてあればもうそれでいいんです、それ以上裏をとる必要がないんですというような、こんな原則を、これを適用すればですよ、もう脱税し放題ということになつてしまふわけですね。

竹中大臣の御認識で、私、基礎にあるのはこの台帳課税主義だなというのをずっといろいろ発言を聞いて感じておるんですが、これは間違いなく、経済学者である竹中大臣としては非常に不本意だと思いますが、事実認識の間違いであり、基本的に極めて問題のある間違いであると私は思うんですが、竹中大臣、この点を修正されるおつもりはございませんでしようか。

○竹中国務大臣 まず最初の教科書の件は、書いてあるのもあれば書いていないものもあるのかもしれません。

御質問の主たる目的は、台帳課税主義についてどのように解釈しているのかという御趣旨だと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、どこかの基準で、何か基準を決めないと、徵稅のコストというのやはり異常に高くなつてしまふんだと思うんですね。

そこで、台帳、これは住民税台帳なのか、固定資産のものなのか、いろいろありますけれども、その台帳である程度の時点でのイクスしない限り課税できない。これが何でもかんでも非常にしり抜けの制度になるかどうかということになると、これはちょっと私がお答えすべき問題じやなくて、この制度を設計している省庁にお答えいたく問題かもしれないわけですね。したがって、先ほど

青森と東京の話をしましたけれども、トータルで見るとどこかで捕捉されるわけありますから、それは全体で見てそんな不合理なシステムではないのではないかというふうに認識をしています。

これは、より詳細はその制度設計をしておられる省庁にお尋ねいたくべき問題だと思いますが、私の解釈は、以上申し上げたようなことあります。

○細野委員 竹中大臣の解釈というのは、非常にある部分独創的、学問の常識から外れる話なんですね。台帳課税主義というのは、あくまで台帳に載っていたらそこの人が払わなければなりませんよという原則が貫徹される場合に言うのです。実態に即して税を捕捉するという住民税のケースは、これは台帳課税主義とは全く違う。台帳課税主義に当たらないのです。そこに竹中大臣の住民税に対する基本的なお考の間違いがある。

要するに、御自身が住民票を抜いているからそこで払わないことは、ここでおっしゃっているようだ、大学一、二年生でもわかることがある。当然あることがよくあらわれていると思います。またので、指摘をさせていただきました。そこはぜひ事実確認をもう一回していただきたい、考えをもう一度整理していただきたいということだけお願いをしたいと思います。

もう時間もございませんので、もう少し詰めて聞いていきたいんですけども、とにかく住民税は、台帳課税主義にのつとつていてのではなくて、実態に即して払わなければならないということになっています。

竹中大臣にもう一度確認をしたいんですけども、も、九二年の七月から九四年の六月まで、二年間はアメリカに居住していることになっているんですね。ただ、この時期に慶應義塾大学の助教授もやつていらした。この間の住民票の移転というものは、これは本当に実態に即しているんですか。

もう一つ言うと、これは上田清司議員の質問に對してもお答えにはなつてゐるんですが、九四年と九五年は十月と十一月に住民票を移しておられ

る。これも、私が見てゐるところ、一連のお話を聞いていて、決して実態に即しているとは思えないとです。

この四年間、一月一日はすべて米国に居住しておられる、所得は日本で得ておられるのに得ておられないのに、この四年間は慶應義塾

大学の助教授をしておられながら、この移転が本当に実態に即したものというふうに言い切れるのかどうか。竹中大臣、この点をお答えください。

○竹中国務大臣 まず、委員御指摘の台帳課税主義の最初の話は、これはちょっとと言葉の問題なのですが、私は申し上げているのは、こ

所得税、住民税を通したすべての基礎であるといふふうに思います。しかし、課税はやはり一種の技術、テクニックが要りますから、課税技術では

台帳に基づいて課税するという方針をとつていて、実態に即して払わなければならないというふうに思いました。そこで、後半の実態の話であります。その間

生活実態はどこにあつたのかというのではなくて、実態の話であります。前の委員会でも申し上げましたが、私はニューヨークの郊外に家を所

有しております。そこに家族がおりました。妻がおりました。娘がおりました。娘が現地の高校に通つております。娘は現地の高校に通つております。

もう一つは、一月一日に住所を海外に持つては、アメリカに精通している立場からして、この点について開示する気持ちがあるかどうかということが一点。

もう一つは、一月一日に住所を海外に持つては、アメリカに精通している立場からして、この点について開示する気持ちがあるかどうかということが一点。

これが非常に問題なのは、竹中大臣は実態に即してやつておられたと仮定しても、ほかの方にこれを勧めたということになると、これは、その方が実態に即していることになると、これは、その方の議論として大いに問題があると私は思うんですよ。

上田清司議員のこの質問に対しても、そういうことは記憶しておりませんと御回答になつてゐる。外務省の上納問題で、重要閣僚の方が記憶にございませんと連携をしてひんしゆくを買いまし

た、次回に東京に出張したときには慌てて抜いた、そういう事実はございます。したがつて、住民票の移動がおくれたというのはそのとおりであります。

しかし、生活の実態がどこにあつたかということに關しては、今申し上げたように、私は、アメリカで住んでアメリカでローカルタックスを納める、ちょっとそれ以外に方法はなかつたのではありませんかと、そういうふうに今でも思つております。

○細野委員 移動が実態に即すかどうかという部分に関しては、竹中大臣自身おくれたと。ものは、当初の九二年から九四年に關しては移転されただいっしやらないわけですね。必ずしも大學の助教授をしておられながら、この移転が本

たけれども、あの方は御高齢であるということもあって御愛きようで済んだ部分もあつたんだろう。ただ、竹中大臣は、経済閣僚の中心でまさに小泉政権の中の知恵袋なわけですから、この回答は到底納得できないんですが、これはあつたのかなかつたのか。御記憶の非常にいい竹中大臣に明快にお答えをいただきたいと思います。

○竹中國務大臣 そういうことを人に勧めたということの記憶はありません。税の制度をいろいろ話したことはあつたかもしません。現実問題として、例えば民主党の先生に勧めるといったて、そんなことはできないわけですね。先ほど申し上げましたように、住民票を日本から抜こうと思ったら、アメリカに住むという証明が要るわけですね。つまり、ビザのステータスが要るわけです。ビザのステータスというのは、普通は実態がないと取れないわけですから、そんなことを勧めるということはやはりあり得ないのでないのでしょうか。したがって、税の議論は幅広くいろいろなことをしたかもしれません、勧めるということはしておりません。

それと、前半の納税証明の話ですね。これは、先ほど冒頭で株式のルールの話がありましたが、ども、株式の取引のルールも日本とアメリカで若干違います。納税証明書を開示するかどうかのルールも、日本とアメリカで若干違います。私は、日本のルールに従つて当然やらせていただこうと思っておりますので、私の求められているものは出します。もう既に出ていてるつもりであります。それ以外のものについて、これは私のみならず、私の家族のプライバシー、私の家族が、私が私人であつたときにどれだけの所得を稼いでどういう額を納税していたというのは、私のプライバシーの問題であるというふうに思つております。

○細野委員 ありがとうございました。  
○大畠委員長 次に、金子善次郎君。  
○金子(善)委員 民主党の金子善次郎でござります。

私からは、まず公務員制度改革の問題について質問をさせてもらいたいと思つております。

昨年の十二月に行政改革大綱が出されまして、本年になりまして、三月には大綱、六月に基本設計、九月に新人事制度の基本構想、十一月に行政職に関する新人事制度の原案と、次々に出されているわけでございますが、まだ、改革の全体像と申しますか、これが見えない、断片的な提案になつて、いるように思えてならないところであります。

特に、今回の改革の視点、私どもも、評価する視点は当然評価するべきものはあるというふうに思つたが、特に今回は、職員については能

力、業績主義を柱に据えようとしながら、労働基

本権問題と人事院の機能のあり方につきましては極めてあいまいで、先送りの感が非常にして

ならないわけでございます。

そういう中で、この十二月には大綱を取りまとめて、そして必要な法改正は次期通常国会で一部取り上げようというような話も聞いていたのですが、政府のこれまでの対応といふことがあります。政府のこれまでの対応といふことにつきましては、いわゆる誠実さと申しますが、大きな問題に対する取り組みの姿勢について非常に疑問を抱かざるを得ないとということをまずもつて冒頭申し上げた上で質問に入らせていただきたいと思います。

まず、十一月二十一日付の朝刊あるいは二十六日付の夕刊等で、公務員制度に関する行政改革推進本部に報告され、了承されたという報道が行われているわけでござりますけれども、この報道の事実関係について、事実かどうか、まずもつてお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣 金子委員の御指摘が十一月二十六日、二十八日のどの新聞の何を指しているのか必ずしも理解できておりませんけれども、確定したような事実といふものは現段階ではなく、すべての問題につきまして鋭意検討させていただいて

いるということでございます。

○金子(善)委員 実際のところ、私どももいろいろなルートがございますから、事実関係としていることで今取り組んでいるわけでございます。

さて、いろいろなことが動いているということは当然承知しているわけでございます。我々もプロジェクト

チームをつくりまして、この重大な公務員制度改革、こういう問題に真剣に取り組んでいこうといふこと

であります。そこで、いろいろな話を各方面から出てくる、そ

ういう中で、民主党の方にも公式な形で資料を示して説明してもらいたいという要求と申しますか

要請をしているわけでございますけれども、それ

に対してもう不愉快なほど非常に拒否的な反応が

出ているわけでございます。こうしたことについ

て、大臣、どうお考えになられますか。

再三にわたりまして、我々にも進んでいる状況

といふものを説明してもらいたいという話に対し

て、全くほとんど進んでいませんからと。一方に

ございますが、政府のこれまでの対応といふこと

につきましては、いわゆる誠実さと申しますが、

大きな問題に対する取り組みの姿勢について非常

に疑問を抱かざるを得ないとということをまずもつて冒頭申し上げた上で質問に入らせていただきました

いと思います。

○石原国務大臣 これは、金子委員も自治省の幹部職員としてお仕事をされた経験から、いま

で答弁いただきましたが、とすると、この問題は深く労働基本権、そして我が国でございますと人

事院制度といふことでいわゆる代償措置という表現で呼ばれているわけでございますが、これに深く関係する問題である、こういう認識でよろしい

ですか。これは、人事院とそれから石原大臣、両方にお伺いしたいと思います。

○平山政府参考人 ただいまの点でございますが、先生おっしゃいますとおりに、勤務条件とい

うことで人事院の代償措置に深くかかわっている

といった段階で、民主党の皆様にもお示しさせていました

だときらいと考へて、本当に計らいいただき、そして、新聞報道とは違つて、本当にかつちりとした形に

なった段階で、民主党の皆様にもお示しさせていました

ノルマニ

○金子(善)委員 今石原大臣の答弁のそこが私は非常に大きな問題をはらんでいるんじゃないかなと、いうふうに認識をしているわけでござります。

やはり、この公務員制度の改革という問題は、深く労働基本権、これは憲法で保障された権利でございますので、憲法改正しない限りはこれをいいかげんに扱うということはできない、当然のそういう仕組みになつているわけでございます。この労働基本権の仕組みについて、今考えておられるというようなことを言われたわけでございますが、現実の政治の動きとして、あるいは行政の動きという表現でもよろしいかもせんけれども、十二月には大綱をつくるということを政府として表明されているわけでございます。

しかも、我々が承知しているその一連の動き、

当然これは公式な情報ということにはならないかもしれません。先ほども申し上げました。それは、かたくな推進事務局の方から我々に対しても説明していただいてないからそういうことでござりますけれども、我々も政治の場にいるわけでですから、当然いろいろな情報というものは入ってくるわけでございます。

そうしますと、この労働基本権問題、まだ一方向性を出さないで、どんどん十一月に、十二月といつてももう数日で十一月でございますから、これでもう大綱に踏み切っていきますよ、公務員制度の中身を決めていきますよというこの姿勢、何か労働基本権問題を付隨的な問題であると。私は、この問題はむしろ公務員制度の基本的な問題、労働基本権を与えるか与えないかというのではなく、労働基本権問題の存在というものが中心的な問題であるというふうな認識をしているわけでございます。

そういう意味で、これは私ども民主党といったしましても、六月に基本設計を出されるというような段階で、今後労働組合との実質的な意味での交渉あるいは協議というものをやってもらいたいと、いうようなことも申し上げたこともございまし

た。今の状態を見ておりますと、この労働基本権問題が大きな問題であるということは、中心的な問題であることから、だれもがそれが大切な問題であると思っていることは言うまでもないわけで

ござりますが、どうもそのところがばかされていて申しますか、石原大臣として中核的問題としてそこにはつきりした意思表示がないと、いずれの問題も透明性が欠けてくるというふうに思えてならないわけでござりますけれども、その点どうでござりますか。

○石原国務大臣 この点は金子委員にも先般の内閣委員会でもお答えをさせていただいているところでござますが、十一月に公務員制度に関する大綱案を取りまとめるということをございます。ここに何の変更もございません。

そして、特殊法人改革も、報道されていること

を金子委員も十分に御承知されていると思いますが、総理がおっしゃられたこの先行七法人、いわゆる道路公団等の廃止、民営化につきましても、十一月の末ということで、昨日、政府の方の行革の関連する特殊法人改革推進本部、総理本部長のところでの政府として正式に決定をさせていただき、また、与党として昨日の夕刻御了承をいただき、本日は与党の方の行財政調査会に報告するという日程を見ていただいてもわかりますように、この重要な労働基本権の問題は今鋭意検討させていただいていると、先ほど来御議論のある勤務条件に関する制度についての具体的な検討といふものを今進めている中で、この検討の中で労働基本権の問題について我が党また与党の皆様とともに十分検討しているということをございます。給与制度を初めとした勤務条件にかかる制度の詳細な設計が実はまだ確定しておりませんので、先ほど来申しているように、労働基本権のあり方について具体的なことを論ずることが不可能であると申し述べさせていただいているんでございまして、この進め方については何ら問題はないという認識を持たせていただいているところでござります。

○金子(善)委員 私は今、大臣のその答弁をお聞きして大変残念に思つております。と申しますのは、今、十二月に大綱をつくるということについては、一切変更はないということを言われたわけで

ございます。一方において、そのほんどの事実関係が、平たく言えば国民の目の前にほんと触れていません。しかも、これは大臣御案内のところ、いわゆる I-L-O の場におきましても、日本政府は、誠実に交渉、協議をするというようなことを約束されたわけでございます。これは六月の I-L-O 総会でござります。

しての大方針を出しますよと。いろいろなことには、これからは国会審議、いろいろなところを通じて制度全体が動き出すということになるのは当然のことです。けれども、政府としての大の方針を出すのに対して、そういうようなことでもう一ヵ月もないといふ。

組合関係と申しますか労働団体はどういうふうに認識しているかと申しますと、私どもも、連合の官公部門と、連絡会というところがござりますが、接觸をしていろいろ話を聞いております。この連絡会の出している、これは公式に一般に出している文書もござりますけれども、政府の本當の意味での誠意が全く感じられない、こういうことを言つてゐるわけです。一方、J.L.Oにおきましては、政府は誠実に交渉、協議するということを約束しているじゃないですか。ところが、我々が官公部門の連絡会と接觸した感じで、話を聞いてもそのとおりだというふうに思つております。この点について、いわゆる官公部門との接觸の状況、誠意ある態度で接觸しておられるというふうに断言できますか、大臣。

○石原国務大臣 これも先ほど御答弁させていたいたいたんでございますが、政府・与党で、与党の

側とお話をさせていただいて、与党の側でも実験がまとまらないで、そういう段階で野党の皆様方と一緒に以上私どもがお話をしていくというようないくことは物理的にもかなり不可能に近い状態でございま

○金子(善)委員 大臣、よくよく質問を聞いていただきたいと思うんです。私は何も民主党に対しして説明してほしいということを今の質問で申し上げたわけじゃないんです。ILLOの場で労働団体と誠実な交渉、協議をするということを国際的な約束をされたわけなんです。一方において、労働界の方は、全く誠実だとは思えない。何回もお会いしたということは私も聞いております。ただ、常に入り口論でとどまつていて中身に入つていけないと、労働界の方も非常に悩みを抱えていてる。一方において、十二月に大綱をつくつてしまふ。

そういうようなことで、何も民主党に対して説明してほしいというようなことを大臣に今質問したいわけではございません。あくまでもILLOの場においての約束を本当に守つておられますかといふことで申し上げたわけでございまして、いずれ政権をとつたら云々ということは全く関係のない話だと思います。

時間の関係もありますから、先に移させていたいと思います。

ところで、推進事務局の方に人事院の方から人話をだきたいと思います。

が派遣されますが、何人派遣されておりま  
すか。

○小澤政府参考人 二十三人でございます。

○金子(善)委員 実は、私どもも承知しております  
ですが、二十三人の身分でございますけれども、  
恐らく人事院と内閣官房職員としての併任扱いに  
なっていると思うんです。私は、こういう人事制  
度、これは公正中立な立場で本来考えていかな  
きやならない基本的な分野だと思つております  
が、人事院から人を出す、内閣官房にそれだけの  
企画立案能力がないから手伝いに来てほしいとい  
うことでの要請があつたからそういうふうに人を  
出しているんだろうと想像いたします。それはと  
もかくとして、人事院の身分を併任したまま、人  
事院の方自体が問題になつていて、そういう中  
で併任のままで行つていて、そのまことに引きまし  
て、人事院として問題ないと思つていてるんです  
か。

○小澤政府参考人 六月に、内閣総理大臣を本部  
長といたしまして全大臣で構成される行政改革推  
進本部、ここで公務員制度改革の基本設計という  
のが決まつたわけですが、その際、人的な面を含  
めて一層の協力が求められたわけでございます。  
人事院も、第三者機関ではありますけれども、  
内閣の一員でありますし、また、人事に関する専  
門機関ということあります。したがいまして、  
人事院としても、長年培つてきた専門的知識ある  
人はノウハウを生かすということは非常に有意義  
なことだろうというふうに考えまして、内閣官房  
からの要請をお受けしたということでございま  
す。

それで、ここに人事院から人を出しておるわけ  
ですが、出したからといって、第三者機関として  
の立場といふのは変化ございませんで、代償機関  
あるいは中立機関というような機関として適切な  
役割を果たしていきたいというふうに考えており  
ます。

○金子(善)委員 人事官、正確に答えてもらいた  
いのです。併任という形でやつて何ら問題ない、

そういう認識でおられるかということを質問して  
いるわけなんです。人を派遣しているという事実  
関係はこちらで十分承知しておりますので、問題  
がないのかどうか。

○小澤政府参考人 定員の問題もございまして併  
任という形になつておるわけですが、人事院とし  
ては問題ないというふうに考えております。

○金子(善)委員 併任で中立機関の人事院が問題  
ないという考え方を今したわけですが、我々は問  
題があると思つております。そういう認識でやつ  
て人事院たるいわゆる中立公正機関としての役割  
を果たせるか、私はそういう認識を持っておりま  
すが、それで本当にやろしいのですか、何の問題  
もないということです。

○石原国務大臣 ただいま人事院の方から御答弁  
がございましたが、現在二十三人おいでいただい  
ております人事院の職員の方は、行革事務局の職  
員として発令をさせていただいておりますし、私  
の指示のもとで公務員制度の検討作業に鋭意本部  
に取り組んでいただいております。

その一方で、もう御答弁がありましたが、これど  
も、人事院は、中立機関として、当事務局におけ  
るこれらの職員の作業とは別個に、必要な意見を  
述べることができるということになつております  
から、人事院の独立性は勿論影響を受けるもので  
はない、そのような観点から問題がないと考えて  
いるところでございます。

○金子(善)委員 答弁としてはそうせざるを得な  
いということなんだろうと思いますが、私は、非  
常に好ましいことではないというふうに認識をし  
ておりますので、指摘をさせていただきたいと思  
います。

お忙しいところ、官房長官にもおいでいただき  
ておりますが、これは今後の問題として関係する  
分野であるということで、大臣の確認をさせてい  
ただきたいという趣旨でお願いしたわけでござ  
います。

実は、現在の内閣法のもとで行政改革推進事務  
局というものが設置されまして、石原担当大臣が

公務員、行政改革を担当されておられるわけで  
す。

内閣法の第十二条で、「内閣に、内閣官房を置  
く。」という規定がございます。その二項の第二  
号が「内閣の重要政策に關する基本的な方針に關  
する企画及び立案並びに総合調整に關する事務」、  
それと四号に「行政各部の施策の統一を図るため

に必要となる企画及び立案並びに総合調整に關  
する事務」というものがございます。事務的な説明  
を受けておりますけれども、恐らく二号でこの行  
政改革推進事務局というのは設置されているとい  
うふうに考えておるわけでござりますけれども、  
それは間違いないのか、今後ともこの法律の適用  
でいくのだということなのかどうか、明確な答弁  
をお願いしたいと思います。

○福田国務大臣 御指摘のとおりでございま  
すけれども、それに基づいていろいろとこういう  
公務員制度等の検討を進めているところでござい  
ますて、この行政改革推進本部というのは、行政改革  
大綱に基づく行政改革推進本部の設置について、  
これは閣議決定が昨年の十二月になされておりま  
すけれども、それに基づいていろいろとこういう  
公務員制度等の検討を進めているところでござい  
ますて、これは御指摘のとおりでござい。

○金子(善)委員 官房長官の方から、この行政改  
革推進本部の仕事は内閣法第十二条第二項の第一  
号の規定に基づくものであるという明快な答弁を  
いただきまして、ありがとうございます。

これがこの問題はこれから問題に関係する問題でござ  
いますので、質問をさせていただきました。

○金子(善)委員 答弁としてはそうせざるを得な  
いということなんだろうと思いますが、私は、非  
常に好ましいことではないというふうに認識をし  
ておりますので、指摘をさせていただきたいと思  
います。

お忙しいところ、官房長官にもおいでいただき  
ますが、出しましたからといって、第三機関として  
あるいは中立機関というような機関として適切な  
役割を果たしていきたいというふうに考えており  
ます。

○金子(善)委員 人事官、正確に答えてもらいた  
いのです。併任という形でやつて何ら問題ない、

ますが、現行法上は、大きな公務員改革をすると  
いう場合、現行法と言つていいのか、あるいは労  
働基本権がはつきりしていない、そういう中で、  
本来であれば、どういう改革をするかということ  
になりますと、一番一般的に考えられるケースと  
して、まず、ちょっと過去の例を申し上げたいと  
思います。

今は行政改革もなされまして中央省庁の体制も  
変わりましたので、これまで、例えばの話でござ  
いますが、古くは定年制度の導入、昭和五十二  
年当時でございますが、このときは閣議決定で、  
定年制度を導入しますと、これは内閣としての方  
針を出しまして、それを、当時の総理府総務長  
官、現在では恐らく内閣府になるのかと思ひます  
けれども、そちらの方で人事院の方に意見を出し  
てほしいというような要請を行つております。定  
年制度の場合は、昭和五十二年の十二月二十三日  
の閣議決定で、要請をすぐ行いまして、約半年  
後、人事院総裁の方から当時の総理府総務長官の  
方に意見具申がなされております。

それから、つい最近では、平成九年でございま  
すが、ある不祥事の事件がございまして、職員の  
期末・勤勉手当の取り扱いについてということ  
で、これも、当時の総務庁長官でございますが、  
平成九年的四月一日、人事院総裁の方に取り扱  
いをどうしたらいいかというようなことで、大き  
な問題だというようなことで意見の具申を要請い  
たしております。それに対しまして、人事院の方  
では、四月二日の要請に対しても四月の九日に返事  
を出したというようなことがござります。

本来でござりますと、現行法としては労働基本  
権は守られているわけですが、人事院というものが  
あって代償措置がござりますから。ところが、こ  
の人事院の代償措置を機能させないまま、今、内  
閣官房の第二号の規定による権限に基づいて企  
立案作業をなさつていているというのが現状なわけ  
ですが、これはどうも全体が一気通貫しないと申  
ますが、自己完結型じゃないなという感じがする  
わけでござります。

実は、労働基本権が絡む、つまり自己完結的で  
はない権限のもとに、こう言つては恐縮でござ  
いません。

○金子(善)委員 人事官、正確に答えてもらいた  
いのです。併任という形でやつて何ら問題ない、

その点について、大臣、これは可能性の問題としてでございますけれども、今後、今は労働基本権は現実に与えられておりませんので、この大綱を決める後に人事院に改めて意見を聞いていくと、いうようなことが考えられますか。その可能性についてお伺いしたいと思います。

○石原国務大臣

ただいま委員御指摘になられた点は、国家公務員法の第二十三条「人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関する意見があるときは、その意見を国会及び内閣同時に申し出なければならない。」という昭和二十一年四月二十五日の最高裁の大法廷の判決でございましたが、最も大切なのは、労働基本権を制限するに当たっては、これにかかる相応の措置が講じられなければならないということで、日本の場合は人事院制度がつくられているということを指摘しているわけなんです。

それで、ここでお伺いしますけれども、今までの大綱を出されるというその中身ですが、大臣のお話を聞いておりますと、大綱を出して、その後で交渉するみたいな何かニュアンスを感じますんすけれども、恐らく政府としては、大綱を出した以上はそれを実現する立法作業にもどんどん入っていく、そういうようなことになつていくと思われるわけなんですねけれども、いわゆる勤務条件に関する事項がかかるつてはいる限りは、必ず労働基本権とのかかわりを解決した上じゃなければこれは完結しないと思うんですけど、どうも大臣の御発言を聞いておりますと、その辺の認識が全然足りないんじゃないかというふうに指摘せざるを得ないわけなんです。

○石原国務大臣

再三再四これも申し述べさせていただいておるのでございますが、どうもこの議論は、鶴が先か卵が先かということで、鶴が先だと言つてはいる私たち行政の側と、金子委員を中心とする方々のような、卵が先だ、労働基本権の議論が先だという議論とに、堂々めぐりをこの委員会でもしているような気がいたします。

そんな中でお話をさせていただくのであるならば、それをやるかやらないかということは、この大綱がまとまってどういう形になるのかということを受けて時の政府が判断することになると思います。

○金子(善)委員

いや、これは大臣、かなり認識の違います。それだけで済まされない大問題があると思います。と申しますのは、日本だけじゃないんです。世界のどこの公務員制度でも、やはり労働基本権といふものの扱いというのは憲法もない

法なり法律できちつとしているわけなんです。日本も当然しているということでございます。

そういう中で、今の最高裁判決は、昭和四八年の四月二十五日の最高裁の大法廷の判決でござりますが、最も大切なのは、労働基本権を制限するに当たっては、これにかかる相応の措置が講じられなければならないということで、日本の場合は人事院制度がつくられているということを指摘しているわけなんです。

それで、ここでお伺いしますけれども、今までの大綱を出されるというその中身ですが、大臣のお話を聞いておりますと、大綱を出して、その後で交渉するみたいな何かニュアンスを感じますんすけれども、恐らく政府としては、大綱を出した以上はそれを実現する立法作業にもどんどん入っていく、そういうようなことになつていくと思われるわけなんですねけれども、いわゆる勤務条件に関する事項がかかるつてはいる限りは、必ず労働基本権とのかかわりを解決した上じゃなければこれは完結しないと思うんですけど、どうも大臣の御発言を聞いておりますと、その辺の認識が全然足りないんじゃないかというふうに指摘せざるを得ないわけなんです。

○石原大臣

再三再四これも申し述べさせていただいておるのでございますが、どうもこの議論は、鶴が先か卵が先かということで、鶴が先だと言つてはいる私たち行政の側と、金子委員を中心とする方々のような、卵が先だ、労働基本権の議論が先だという議論とに、堂々めぐりをこの委員会でもしているような気がいたします。

そんな中でお話をさせていただくのであるならば、それをやるかやらないかということは、この大綱がまとまってどういう形になるのかということを受けて時の政府が判断することになると思います。

○金子(善)委員

いや、これは大臣、かなり認識の違います。それだけで済まされない大問題があると思います。と申しますのは、日本だけじゃないんです。世界のどこの公務員制度でも、やはり労働基本権といふものの扱いというのは憲法もない

からおかしいと言われている。我々もおかしいと思つてはいる。労働団体当局も、本当の誠意といふものが感じられない。確かに、事務当局とは六

十数回会つたということも聞いております。しか

しながら、ほとんど入り口論で終始していると

これではとても誠意ある態度、I-S-Oで約束され

た態度とは言えないと思います。

そこで、この問題についての村井さんの基本認識を改めてお尋ねしたいと思います。

もともと日本の警察は、戦前の反省から、簡単

に言いますと自治体警察、こんな基本、しかも

土台の上に立つて今日の警察の実力部隊が存在を

すると思うのです。

しかし、今度の国内のテロ対策でいうと、確

かに事件の起きたのはアメリカですけれども、日本

人も残念ながら巻き添えを食らう。今日のアフガンのあいつ戦争の推移を見ると、日本国内にお

けるテロの危険が非常に現実味を持つてきてい

る。そつなると、すべての分野にわたつて、やは

り警察が今まで以上に、そういう基本的な認識を

含めて、自衛隊じやなくて自分たちが全責任を

持つて日本の治安をしっかりと守つていく、こうい

うことが非常に私は大事だと思うのです。

これは、国家公安委員長一人じゃなくて、全国

およそ二十三万人の都道府県警察末端に至るまで

そういう認識をしつかり持つて事に当たる、こう

いうことが非常に重要なことです。ぜひひとつ

村井さんの口から、私の質問に対する答弁とい

うよりも、国民に対するメッセージとして明確な

お答えを冒頭いただいておきたいと思います。

○村井国務大臣

中沢委員から大変御激励もちよ

うだいしたわけございますが、まず警察の不祥

事の問題につきましては、私も、これはもう前任

者あるいは前々任者同様に大変重い問題と受けと

めまして対応に努めてまいつてはいるところでござ

りますが、一つだけ明確に申し上げることができます

と存じますのは、以前のように何となく仲間内

で隠してしまつていうことではなくて、きちんと

表へ出して、それで各都道府県の公安委員会にお

いてしかるべき御判断をいただくというような

オープンにする体質、体制というものがほぼ定着

しつつあるのではなかろうか。これは私は改善への一歩だらうと思つております。それから、私、もう一つ、国家公安委員長に就任いたしましたときには記者会見で一言申したことございますが、警察官に限らず、公の仕事に携わる人間に対する尊敬の思いが国民の間に広がることが望ましいということを申しましたけれども、それは逆に申しますと、きちんとした仕事をしているという誇りを一人一人の警察官が持つことによって恐らくそういう尊敬というものも得られるのではなかろうかという含意でございました。きちんと仕事をしてほしいと思っております。

それから、今委員特に御指摘のございました、治安の維持を第一義的に担つたのは警察である、その御認識は全くそのとおりだと思つております。まさに地方に根差した、まさに身近なところで警察がきちんとした仕事をしていく、これが何といつても大事なことだと思っております。

今度のテロに関連いたしましていろいろな御議論が世上ありましたことは、私もよく認識しております。時間の関係でできるだけ手短にさせていただきますけれども、一つやはり大事なことは、テロを行つてゐる者はこれを支援する可能性のある組織あるいは人に関する情報収集活動、これが非常に大事でございまして、これを抽出しまして、不審者を抽出しまして不審点を解明し、それからその動向を監視するというような仕事、これは予防でござります。それから、実際に何かが起きましたときにそれに対応するというようなこと、これが二つ目。いずれにしましても、これは一般的の市民の中に紛れ込んでいるテロリストによる行動をチェックするということでござりますから、さような意味では市民との接点が非常に大きい。そういう意味でも、やはり警察がこれを担うというのは当然のことであろうという認識は、私も委員と完全に共有するものでござりますことをこの機会に特に申し上げておきたいと存じます。

○中沢委員 基本認識は私もそうであります、

現在においても大変重要なのは、国際テロといふ工面されているし、人材を養成されてきたと思うのであります。都道府県警察といふことを原則にしながらも、この種の情報というところでいうと、相当やはり警察庁が前面に出で、全国一元的なそういう人的な配置あるいは能力の向上、こういう観点がどうしても必要ではないか。

基本は都道府県警察だと思います。しかし、この種のセクションは、やはり全国一元的に、この際、警察庁が今まで以上に、単なる調整だと全くのネットを単に集約をするとかというやや消極的な態度ではなくて、もっと人材の養成だと具体的なさまざまな、国内における、今ちょっとお答えがありましたが、そういうところに対するきちっとした点検なんかが十分でできるようになります。これは早急にやるべきではないか。場合によつては来年度の予算の中に、概算で出していな

うような問題に関しては、やはりこれは国の公安

にかかる問題でもありますので、例えば情報収集をするにしても、都道府県が情報収集をする場合には、警察庁の主導と調整に基づいて、基本的

に警察庁に實際に上がつてきた情報は一元化されたり、あるいはネットワークができたりして、道府県というか国を越えていろいろな拠点ができるわけでありまして、それに対応するためには各国情の治安機関と大変緊密な連携をとらなきやいけない。そういう作業は、都道府県警察がやるのは

なくてまさに警察庁がやるということになつてお

りまして、現在も、そういう意味で、各国の治安機関との情報交換を通じて情報入手の強化に努めているわけであります。

そのような形をつくりながら、今後とも、情報を入手するために、海外の治安機関と情報交換を

大事です。また、国内で情報をとるのも、まさに

そういう協力者というのをつくるかつくれない

かというは大変大きな要素であります。そういう

意味でも、人材の確保とかあるいは人的基盤の整備とか、そういうものに努めて、全体として

的確に、国と都道府県警察が一緒になつて対応で

きるというような形にしていきたいと思っており

ます。

○中沢委員 私は、今のような基本的なスタンス

はそのとおりだと思うんですよ。ただ、やはり今

までと違つてテロ対策というのは非常に重要だ。

そうすると、大体お役所というのは、機構をつ

くつて人を配置しなければ具体的な仕事ができな

いんですよ。これは、政治家といえどもそのこと

はよく知つてゐるつもりなんですよ。そうすると

やはり、今の公安、外事が中心になつてやつてい

るそのセクションで本当に事足りるのか、こうい

う問題は僕はあると思いますよ。

これ以上申し上げませんが、そういうことなど

も含めて、ぜひひとつ、本当に国民が大丈夫だな

と安心できる、こういう姿をしつかりつくつてい

く必要があると私は思います。これは具体的に提

言をしておきたいと思うのです。今後、ひとつ検討していただきたいと思います。

さて、各論の二つ目であります。文字どおり

の実力部隊の機動隊とS A Tについて、関連があ

りますから簡単に聞いておきます。

今まで、この委員会でいろいろな議論があり

ました。私は北海道の出身ですから、北海道の都

道府県警察あるいは出先の方面本部、私の地元の

夕張の警察の皆さんとはそれなりにいろいろなおつき合いがあります。本当に皆さん苦労されてい

ますよ。というより、今度のテロ関連でいうと、

北海道には泊の発電所があります。これは全国に

もちろんあります。改めて、周辺警備、二十四

時間体制でやつて、本当に大変御苦労な話だ

と思いますよ。北海道はもう既に雪が降つていま

して、全国もいろいろあると思いますが、そ

う苦労も含めて大変だと思うのです。

さて、そこで具体的に聞きたいのは、詳細の答

弁は私は期待しません。全国的な観点で聞いてお

きたいと思いますが、機動隊が、都道府県警察の

部隊が配置されている、管区の機動隊も配置をさ

れている。いざという場合にある意味で臨機応変

にそれほかのところに出向いてやるという体

制、既に沖縄の米軍基地はそういう体制を実績と

して持つて、これは承知をして聞いているん

です。これから問題も含めて、そういう臨機応

変の体制は十分備えていると思うんですが、そ

ば間違ひがないかどうか。

それから、S A Tの関係は、僕らは余り、日常

ることにはなっていません。しかし、古い話でいふと、函館の空港のハイジャック、あるいは例の高速道路のバスのハイジャック、あるいは例の電気を見限る限り、やはり大変な実力部隊らしい成果を上げていると思うのです。特に、いろいろなことが想定されますが、それほど、アメリカ国内でもやはり原子力発電所の警備をどうするか、こういう報道があります。日本でも、そういう意味で既に周辺警備がされている。

さて、SAT、数からいつてもそんなに多くない、配置の場所もごく限定をされている。本当に何かあつたら、恐らく、自前のヘリコプターも全部、装備も含めて十分備えはされていると思うんですが、何かあつた場合、機動隊がまず警護をする、治安をする。しかし、その後、恐らくSATが出動するということになることも十分想定をされると思つんですね。

そういう場合、機動隊と同様にSATについても、十分万全のトレーニングをやっているし、装備も能力も国民が安心できるような状態であるのかどうなのか。これは全国的なレベルで結構ありますから、個別の話は別にいたしまして、その全国的な展開の方の御質問にお答えしたいと思うのですが、全部で、機動隊あるいは管区機動隊を合わせまして大体二万二千余全国にいるわけでありますから、さらに第1機動隊というのもございまして、これを合わせると約三万になります。

基本的には、こういものに対応して、何かが起ころる、それはその当該の県の機動隊等が対応できぬといふ場合にまさに全国展開をするわけでありますから、これまで原則事前に警察庁に報告をするというふうな定めがされておるのは、まさに警察庁が基本的にどこにどういうふうに展開させるべきだということについて判断をするという前提でございます。

したがいまして、基本的な、六十条の援助の要求というのはそれぞれの都道府県の公安委員会から出されますけれども、警察庁として、やはりこの部分については強化しなければならない、国が、やはり官邸中心に国家公安委員長が副本部長として集団警備力が、一番そのものを配置しなければならない場所に的確に、また短時間に対応できるように、今その仕組みをつくっているところであります。

それから、SATについてであります。SATは、御承知のとおり、七都道府県、約二百名という規模であります。これにつきましては、外国の治安機関の特殊部隊と比肩してもまさに力が劣らない、それは国外でも競技会形式でこういう訓練をやりますが、そういう競技会でも一位をとるぐらいの実力を持つていて、部隊として練度が上がつていて、というふうに見ております。

ただ、御承知のとおり、二百名という非常に少人数でありまして、これを何か事案があつたときに出で出すという場合には、やはりそれを補完するものが必要であるという考え方であります。そこで全国の機動隊に銃器対策部隊というのを配置しているわけであります。SATが早く着けるところはSATが行きますが、もしそれが対応できない場合には、一時に銃器対策部隊が対応し、そしてSATがそれに、もちろんヘリコプター等がありますから派遣していく、こういうような形をとりながら万全な体制をつくりたいというふうに考えております。

○中沢委員 時間があればもっと具体的な内容をいろいろチェックをしたり、あるいはそれぞれお答えをいたいた方がより国民が安心をすると思いますが、いざれまたそういう機会があると思うのです。

そこで、各論の三番目になると思いますが、国際的な組織犯罪について幾つかお尋ねをしたいと思うのです。

かつて地方行政委員会で、いわゆる暴力団新法

をつくる際にも随分真剣な議論をしました。その経験を改めて思い出しているのでありますけれども、やはり官邸中心に国家公安委員長が副本部長になつて国際組織犯罪対策本部を設置され、三回会合をやつて、私は、やはり時期をしつかりとらえて政府側の責任を果たしているんだなどいう思いなんです。

ただ、あの折にもいろいろ議論しました。やはり国内の暴力団と国際的なその種の暴力団が、地下脈、地下水脈で、人と金とさまざまなものを持めて結託されでは大変だ、将来本当にそういう問題がありますねという話をした記憶があります。そこで、まず具体的に聞きたいですけれども、例えば中国の蛇頭という国際的に有名な暴力団、あるいはマフィアと言つていいんでしょうか、シンジケートと言つていいんでしょうか、シアにもある、遠くはヨーロッパにもアメリカにもある、そういうところが日本の暴力団と結託をしています。例えば密入国、麻薬、銃器の密輸入等々、最近は自動車の不正輸出も非常に目立つてます。シアにもある、遠くはヨーロッパにもアメリカにもある、そういうところが日本の暴力団と結託をして、例え密入国、麻薬、銃器の密輸入等々、最近は自動車の不正輸出も非常に目立つてます。最も起きた事件については厳正に捜査をして検挙をしている、こういう状況だと思うのです。

これは全体を聞きますと大変な時間がかかりますから、後で国家公安委員長の方からも聞いておきたいのであります。特にきょうは薬物、麻薬について取り上げたいと思うのです。

時あたかもアフガン戦争真っ最中。八月に内閣委員会でヨーロッパへ行きまして、イギリスに行きました。その折に、内務省の担当官が、実はアフガンの麻薬がイギリスにどんどん入ってきて、もう国内的には大変です、日本はどうですかと言つています。そこでは、アフガン専門家ではありませんから、いや、実際は、日本の場合、アフガンというよりも東南アジアですよ、こんなお話をした記憶があるんであります。

そこで、各論の三番目になると思いますが、国際的な組織犯罪について幾つかお尋ねをしたいと思うのです。

この暴力団が海外の犯罪組織から薬物、今申し上げましたのように特に覚せい剤でございますけれども、これを国内に持つてくるわけですが、その際には、暴力団はやはり日本警察がよくわかつておりますので、例えれば、最近は外国人の犯罪組織の一員が国内で荷受け人になつてしまふ、従来はやくざ者が受けていたんですけども、そういうふうな形。あるいは密売についても、やはり暴力団は目立ちますので、また子供たちの薬物が大変

問題になつておりますけれども、イラン人だと割り貰いやすいという面もあるようでございまして、もちろん値段が従前と比べて安くなつております、そういった面もあるんですけれども、そういった、密売人がイラン人ということで、そちらの方にやくざ者は卸す。やくざ者も密売をしておる事実はござりますけれども、そのように、うまく、巧妙に外国の犯罪組織グループとやくざ者が結託をしてこの種事犯を敢行しておる、これが実態でございます。

そして、この薬物情勢につきましては、今、覚せい剤につきましては第三次の乱用期でございまして、なお高原状態にありまして、大変厳しい状況でございます。昨年は一トンの覚せい剤、一昨年は二トンの覚せい剤が押収をされておるようなことでございますが、とりわけ最近は、MDMAというような錠剤型の合成麻薬でありますとか、それから乾燥大麻、これが押収量が過去最高になるなど、薬物情勢といふのは大変一段と厳しさを増しておる状況でございます。

こういった厳しい状況を踏まえまして、現在、内閣総理大臣を長といたしまして薬物乱用対策推進本部のもとに、政府を挙げまして薬物乱用防止五年戦略を推進いたしておるところでございますが、そうした中で、警察では、薬物問題を治安の根幹にかかる最重要課題の一つとしてとらえておりまして、薬物の供給の遮断と需要の根絶、この両面から総合的な対策を推進いたしております。

具体的には、税関、海上保安庁等との国内機関や外国取り締まり機関との連携による密輸入事犯の検挙、暴力団等薬物密売組織の摘発、それから、何といましても薬物犯罪収益の剥奪、それがから末端乱用者の徹底検挙、あるいはまた、薬物乱用の防止のため効果的な広報啓発活動の推進、さらに、国際的な連携協力が必要でございますが、各種の国際協力をやっておるわけでござりますけれども、その中で、薬物の密造地帯における薬物対策の支援等、国際協力を行っておるところ

ろでございまして、今申し上げましたような各種施策、もろもろの施策を今後とも強力に推進してまいりたいと存じておるところでございます。

○中沢委員 言うまでもありませんが、麻薬といふのは大変悲惨で、人間が人間でなくなる、テレビでもよくやっています。国際組織犯罪というのいろいろいろな事犯があると思います。しかし、この中で、やはり薬物、麻薬というのは、最大、何とか解決しなければいけないテーマだと思います、これは国内的にはもちろん、国際的にも。

ですから、今お答えがありましたように、私は、やはり国際的に今までいろいろやつていると思いますよ。この種の会合だと専門家のさまざま情報交換など対策をやっていると思いますが、さらに一段と、簡単に言えば、これに金を大いにかける、予算をどんどん使う、その後、また村井さんから聞きます。

各論の最後にしたいと思いますが、俗に言うフーリガン対策についてお尋ねをいたします。

来年、サッカーのワールドカップ、日韓共同開催、全国で十カ所のサッカー場で開催されます。まだ対戦の組み合わせが決まっていませんから、どこのサッカー会場でどこの国のが競技をやるか決まっていません。それが前提なんですけれども、しかし、言われておりますように、サッカーの盛んなところ、特にイギリス、俗に言うフーリガン、暴れ者と言つていいのかならず者と言つていいのかよくわかりませんが、結構いるわけです。単なるサポートーという領域を超えて、本当にどうしようもない、かなりたくさん実在するわけです。

それで、この種のワールドカップにはその種のフーリガン対策はどうしてもついて回るというふうに聞いています。先ほど、ちょっとイギリスに行つた話をしましたが、その折にも、内務省のフーリガン対策の責任者に会いました。風貌も、みずからフーリガン対策をやるような大変な存在感で、僕は英語わからんから、通訳の皆さん

の話を聞きまして、いや、さすがに大したものだと思います。

○漆間政府参考人 まさに国際テロ対策とフーリガン対策というのは似ておりまして、いずれもまさにフーリガンを国内に入れない、それから拠点をつくらせない、悪いことをさせない、こういう

関係法案が通りました。来年、十カ所でやる。そ

ういう国からのチームもかなり参加をされます。

国内に入れないということでありまして、そのため、今海外の、特にヨーロッパあるいは南米の治安機関と連携をとりながら対応しています。

そこで、具体的に聞きたいのは、やはり、このフーリガン対策そのものはかなり専門家の間でさまざまな情報交換など対策をやっていると思いますが、さらに一段と、簡単に言えば、これに金を大いにかける、予算をどんどん使う、その後、また村井さんから聞きます。

ホワイトドームでやります。

そこで、具体的に聞きたいのは、やはり、このフーリガン対策そのものはかなり専門家の間で、も、国内的にも国際的にもいろいろな準備はしてあると思うのです。僕はこの間警察の皆さんに聞いて初めて言葉としてもわかつたんですが、イギリス警察の中でフーリガン対策の専門官がいる、

そういう専門の警察官は養成はもちろんされていると思うのですけれども。

しかし、ワールドカップの大会ということになつてくると、正直言つて、一つはテロ対策といふ観点も大事だ。もう一つは、やはり今までの国際的な経験でいうと、フーリガン対策も必要だ。スポーツターということを即時に日本でつくり上げるなんというのは、それはもう絵にかいたもち、

いうのが、これはヨーロッパのみならず南米にもおりまして、今のところそういう者が入つてくる可能性があるというところについて、日程がきちんと決まってどこで試合をするということがわかれました場合には、スポーツターを当該国から派遣していただくということでもう話はできております。あとは、具体的にいつ派遣していただ

か、こういうことがありますので、このスポーツターと連携をとりながら的確に対応していきたいと考えております。

○中沢委員 最後に村井さんに一つだけ。今いろいろ議論しました。機動隊、S A Tあるいは麻薬対策、今のフーリガン対策、これはやはり予算というか金目の問題にそれぞれ関係すると思います。十分、来年度の予算も含めて具体的な作業がされていると思いますが、そのことだけちょっと決意も含めて、簡単で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○村井国務大臣 今中沢委員と事務当局とのいろいろな質疑を拝聴しておりまして、最近話題になりましたテロ対策それから組織犯罪対策、第三次薬物乱用期と言われる薬物問題ないしはフーリガ

ンに象徴されるワールドカップの問題、治安をめぐる私どもの課題、非常に重いものがたくさんあるわけでございます。

それに対しまして、ハードの面でいろいろやる

ことですから、その種のスポーツターを含めた国内の、テロ対策のことは聞きませんけれども、フーリガン対策について十分な備えをぜひやっていたと思いますね。

だから、まず事務当局からお答えをいただきました。

しかし、やはり最も私ども考えなければなりませんのは、二十三万人の警察官、これは第一線で一生懸命やっているわけでございますけれども、それではなかなか手が回りかねるという面もあるわけございまして、どうしても一万人程度の警察官は、どうやりくりしてみても不足しているという現状でございます。しかし一方で、質を落とすわけにまいりません。そう急に採用というわけにもいきません。できれば来年度何とか五千人の増員を図りたいということでお願いを申し上げております。

当然、それに関連いたしまして、さまざまの経費につきましてもお願いを申し上げておるところでございまして、いざれにいたしましても、治安の維持に任ずる国家公安委員会の責任というもの十分自覚いたしまして対応をしてまいりたいと存じますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○中沢委員 ありがとうございます。

そこで、石原大臣、残り時間がわずかになります。簡単な質問したいと思うのです。

一つは、特殊法人問題。大変御苦労されていると思いますよ。うちの党内にもいろいろな意見があります。あえてそのことの中身は触れませんが、明日、政労連の皆さん、私も同行しますけれども、大臣にお会いすることになります。直接の労使関係がありましたが、やはり担当大臣として、政労連という労働組合の皆さんとも誠心誠意お会いをして、全国で四十万ぐらい署名簿を集めたという話もありますから、ぜひ今後の問題も含めて誠意を持って対応していただきたい。これが一つ。それからもう一つは、公務員制度の問題です。

率直に言つて、今の局面で我が民主党と石原大臣と全面対決をするという状況ではない。これははつきり申し上げます。ですから、十二月の大綱に向かって、与党とのやり合わせもまだ残つているでしょう。そういう話もいろいろ聞いています。私も、個人的に与党の皆さんとも非公式に

いろいろな話し合いもさせていただいている。

本当に苦労が多いと思うんですよ。それは労働基本権問題と密接な関係がある、こういうことでこれから労働団体と誠心誠意交渉、協議をやっていくんだと。私は、見る限り、交渉はやっていると思うのです。ただ、残念ながら現状は、交渉はやや中断状態です。なぜ中止したかということは聞かせません。

そこで、私は大臣にきょうう聞きたいのは、十二月の大綱、私はまだ機が熟していないと思いますけれども、制度と労働基本権問題をしつかり着地をしてほしい。仮にその着地ができないのであれば、率直に言つて十二月の大綱ということはもう少しじっくり腰を構えて、乱暴な表現かもしれないが、変な着地をするよりも、もっといろいろなところと十分話をしながら、仮に時期が若干ずれても私は構わないと思いますよ。

こういうことは余り公式の場では言わない方がいいのかもしれませんですが、私はかなり責任を持つてほしけれども、変な着地をされたらこれからやはり国際的にも袋だたきに遭いかねないなどといふ懸念もありますから、十分承知だと思いますけれども、そういうことも含めて、今的大臣の、私は全面対決しませんよということが前提ですから、さつき言うように政権とりなさいなんというのは、それは全面対決の場面でお互いに言う話ではありませんが、そういうことも含めて、今はまだ、そういう着地をするつもりなのです。

○石原国務大臣 中沢委員の御質問は二点、特殊法人改革における特殊法人で働いている方々の雇用の問題と、そして、公務員制度改革の大綱をま

とめるに当たっての、先ほど来同僚の金子議員と

もかなり議論になりました勤務条件と労働基本権の問題等のあり方の二点だったと思うのです。

一点目は、今回の特殊法人改革が、これも再三

で力強い政府をつくっていく、そんな中で、これ

でそれなりの機能を果たしてきた特殊法人も、

再四申し述べさせていただいておりますが、簡素

員制度改革、それは労働基本権問題と密接な関

係がある、こういうことでこれから労働団体と誠

心誠意交渉、協議をやっていますが、簡素

○中沢委員 終わります。ありがとうございます。

○大畠委員長 続いて、工藤堅太郎君。

○工藤委員 自由党の工藤堅太郎でございますが、竹中大臣にお伺いをいたします。

経済財政諮問会議は、十一月に入りました。規制改革とか不良債権の処理ありますとか、また

デフレ対策など、個別のテーマごとに集中的に審議をされたというようにお伺いをしているわけであります。

スから見直させていただいております。

そして、当然のごとく、特殊法人の事務事業の見直し結果によってこの雇用の問題というものが決まりますけれども、これもちょっと読ませていただきますが、当委員会でも特殊法人等の改革基本法の審議の中で附帯決議をつけさせていたたきましたが、当委員会でも特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持され

きた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係を配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めて、その雇用の安定に配慮すること」これは与野党全会一致で決まりましたことでございますので、この附帯決議の趣旨を踏まえて適切な配慮を払つてしまひたいと考えております。

二月の中の大綱の策定を目指して鋭意検討させていたたいているところございまして、勤務条件に

たたいてお送りしてもらいましたが、それをみずから認めています。

○竹中國務大臣 先般、第一次の補正を御承認いただきました。

第一次の補正といいますのは、実は、九月の七日だったと思いますが、九月の最初に、総理の方

から、雇用を中心としたこういう補正を考えると

いう指示を私たちいただきまして、作業を進めてまいりました。その後、九月の十一日に例の同時多発テロが起こった。その後、状況がかなり変

わつたということが一つあるのだと思います。

しかし、九月十一日の時点でも、これが経済に

対してどのくらいのインパクトを持つかというこ

とはまだよくわかつております。さら

に、約一ヶ月後にアメリカのアフガン攻撃が始まって、事態がどんどん変化していく状況でございました。その変化の状況を、私たち一生懸命いろいろな情報を集めながら分析をしておりましたわけでありますけれども、その時点で第二次補正が本当に必要かどうかということを十分に判断す

る材料はなかつたということだったと思います。  
しかし、一方で、このまま日本の経済がデフレ  
スパイアルに陥るリスクはないかという、どこか  
で決断しなければいけない。これが実は、第二次  
の予算等々の編成の時期、これはもう物理的な準  
備の時期等々を考えますと、十一月の末にはかな  
りはつきりとせざるを得ないという、ぎりぎりの  
ところの時期的な制約があつたわけでございま  
す。その点で、その間も毎日、第二次補正の間も  
一生懸命情報収集と分析をしてきておりましたけ  
れども、それに基づいて、この一、二週間の間に  
最終的に二次補正の決断をさせていただいたとい  
うのが実情でございます。

○工藤委員 もとより、先般の補正予算の規模では、我が党としても、景気浮揚という観点からいえばほとんど効果がないだらうというようなことで疑問を呈してまつたわけでありますけれども、今回の二次補正の規模にいたしましても、真水で二兆五千億、あるいは事業費規模で四兆円程度、これでは、先ほど大臣の言われたデフレスパイラルに陥らない程度としか考えられない、このようにも思つます。

竹中大臣は、担当大臣として、三十兆円枠にこだわつて本当に景気を浮揚させることができると思っておられるのかということでありまして、そこで、どういう経緯でこの予算規模が決まったのか、また景気浮揚にどの程度効果があるといふうにお考へになるのか、その点もお尋ねをいたしたいと思います。

というお尋ねだと存じます。

まず、数字の問題でございますけれども、国費として二・五兆円投入させていただくというようなことが一つのめどに、今のところはまだ明確ではありませんが、あくまでもめどになつております。

その場合、委員、真水というお言葉をお使いになりましたけれども、真水が二・五で事業費が四というふうには解釈しておりません。これは、地方にもその分いろいろな事業を計画していくということをお願いしているわけで、この地方の中で出てくるようなものについても真水部分がかなりのものが出てくるというふうに考えております。これは今の時点での規模や効果を正確に議論することはできないのでありますけれども、私の認識としましては、真水で見ても四兆円に近い、その程度のものになつてほしいというふうに考えております。これは今後の議論 組み方次第の問題ではございます。

その効果がどういうことかというふうに思うのでは  
すが、委員、景気浮揚というお言葉を度数お使い  
になられましたが、まず、景気が悪いから景気を  
よくするために補正予算を組むという考え方では  
決してございません。これは、残念だけれども、  
経済というのは景気がいいときも悪いときもある、  
それに対して政府が過度に裁量的な介入は行  
うべきではないというふうに考へておるわけであ  
ります。

しかし、今、先ほどからちょっと申し上げた、  
需要がスパイ럴的に悪化するような懸念がある  
ときは、これは食いとめなければいけない。した  
がつて、あくまでも目的は、単に景気をよくする  
ということではなくて、デフレスパイ럴のリス  
クを回避するためのものである、これが基本的な  
目的、考え方でございます。

では、その目的に従つて議論を進めるに当たつ  
て、これは、例えば真水で一兆とか、そういう小  
規模のものでやるならばこういう役割は果たせな  
いと思います。

「どうぞどうぞ」とうあうて考かんえました。

では、しかし、規模が大きければ大きいほどいいか。短期的に大きければ大きいほど需要を刺激する効果はあるわけですが、御案内のように、膨大な借金を抱えている、国債の金利上昇等のリスクが将来的に懸念される、そういうことを胆

える方も多い中で、やはり大量の国債を発行して非常に大きな規模の予算を組むこともできないだろう。その意味で出てくるのは、やはり中規模のいうことはなかつたかと思います。中規模の一つのめどとして四兆円前後、三兆とか四兆とかが、いう数字が漠然と出てくるわけでござりますけれども、そいつた論理構成の中で補正予算の編成を総理は決断された。

きに、いかれておりございれども、この辺にござります。問題を申し上げました。現下の経済情勢が本当に弊しいんだということを申し上げたわけであります。特に竹中大臣に申し上げたのは、地方の中小企業、もうきょうあすにも景気をよくしてほーい、悲鳴が聞こえるような状況だということを申し上げたつもりだったわけであります。

今の大臣の御答弁は、デフレスバイラルに陥らない程度に、そういうようなことで考えていい景気の浮揚というようなことではないといふふうにお聞きをしたわけでありますけれども、私はこれではもう本当に中小零細企業は大変だらう。例えば、この年末、年度末、来年度、ますます空気が落ちるような状況になるんじやないか、そういう点で心配するものでありますから、この際カンフル剤的な施策を講じて何とかこれを上向かせるような、そういうようなことをしたらどうか、という御提言を申し上げたつもりだったわけであります。

土地譲渡益課税、これを二年程度の特限立法で、

税率も三%で抑えてやるということになれば、千四百兆もあると言わわれている金融資産、これが動くことになるだろう。あるいは消費税も、同じく二年程度の时限立法で凍結をすることになるれば、これも景気が相当動くことになるだろう。

あるいは株式のことも申し上げたつもりであります。あのときは、まだまだたくさんあるということを、こういう種類のものがあるということを申し上げましたが、先日、新聞を見ておりましたら、自民党的麻生政調会長が、相続税、贈与税の税率を大幅に下げた方がいいということを発言したと、いうことが出ておりましたけれども、これも実際は、私のたくさんあるものの一つだったわけであります。ただ、贈与税とか相続税、これは必ずしもカンフル剤にはなるとは思いません。思いませんけれども、やらないよりはやった方がいいといつようなことで、これも大事なことでありますから、ぜひこういうふうにしてほしい、こういふことです。

私は、今回のこういう程度の補正予算とか二次補正、これをやつても、景気が浮揚するといううな、大臣は、そういうことの観点でやつてゐるんじゃない、デフレスパイアルに陥らない程度にやつてゐるといつて考え方が全然違うわけでありますが、税についてはもちろん財務省ということありますけれども、担当大臣として、十四年度の予算編成にカンフル剤的なこういう施策を講ずることについてどう考えておられるのか、そういう点でも御所見をお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣　ちょうど一週間前だたと思ひますが、工藤委員から非常に多くの御示唆をいたいたことを鮮明に記憶しております。

今のお話で、地方の経済状況の御指摘がございました。私自身も非常に厳しくそういう認識を持つております。したがつて、今回の新しい緊急改革プログラムの中でも、地方の活性化、これまことに構造改革の重点七分野の非常に重要なもの

でありますので、そういうたった点に配慮したものにせひともしていかなければいけないというふうに思つてゐるわけでございます。

まさに、工藤委員の御指摘は、経済の活性化のために政策手段を総動員すべきであるという御指摘だと思います。まさにそういう問題意識で、御指摘のありました諮問会議での集中審議をしてまいりました。集中審議で、工藤委員の問題意識を反映したような議論、そういうことも考慮すべきであるというような意見は明確に出されておりました。

問題は、しかし、主として税のこと等を工藤委員はお挙げになつたと思いますけれども、これは財務省でお考えになることであり、カンフル剤といふ言葉をお使いになりましたが、税というのはやはりシステムでございますから、半年や一年制度を変えて、なかなか効果というのは実は出でこない性格のものだと思います。その意味で、やはりシステムを根底から、経済を活性化させるための経済思想を反映してしつかりつくると、いうことが大変重要なのだと思うわけであります。

実は、諮問会議の場におきまして、総理御自身から、税制の骨太の部分について、その根幹の部分について、年が明けたら諮問会議で議論をしろという御指示が出まして、まさに工藤委員御指摘のような問題意識を受けてこの仕組みをしつかりつくる、これはとても短期的にできる問題ではない、しっかりとその議論をして、まさに構造改革としての税の問題を議論するということにはぜひ着手したいというふうに思つております。

○工藤委員 今、大臣から御答弁いただいたわけありますけれども、私は先般も申し上げましたが、構造改革は今のスピードよりもっと早く、きちっとやるべきだということを申し上げました。

ただ、景気がどんどんと落ち込んでいくだろう。その落ち込むような状況になれば、きのうきょう景気が悪くなつたんじやなくて、十年も前から、きょうあすにでもと言ひながら、中小零細

企業が本当に身を削つて頑張つてきて、そしてもうどうしようもないところまで来ているというふうに私は考へるのでありますけれども、大臣、先ほど私が申し上げました年末、年度末、来年度、いりました。集中審議で、工藤委員の問題意識を反映したような議論、そういうことを考慮すべきであるというような意見は明確に出されておりました。

問題は、しかし、主として税のこと等を工藤委員はお挙げになつたと思いますけれども、これは財務省でお考えになることであり、カンフル剤といふ言葉をお使いになりましたが、税といふのはやはりシステムでございますから、半年や一年制度を変えて、なかなか効果というのは実は出でこない性格のものだと思います。その意味で、やはりシステムを根底から、経済を活性化させるための経済思想を反映してしつかりつくると、いうことが大変重要なのだと思うわけであります。

実は、諮問会議の場におきまして、総理御自身から、税制の骨太の部分について、その根幹の部分について、年が明けたら諮問会議で議論をしろという御指示が出まして、まさに工藤委員御指摘のよう問題意識を受けてこの仕組みをしつかりつくる、これはとても短期的にできる問題ではない、しっかりとその議論をして、まさに構造改革としての税の問題を議論するということにはぜひ着手したいというふうに思つております。

○竹中國務大臣 私は、まずやはり日本の経済といふのは大変な地力、潜在力を持つてゐるというふうに思います。その潜在力を引き出すのがまさに構造改革であるというふうに思つわけです。

実は、二〇〇一年度と二〇〇二年度、この二年、日本の経済は本当に大変厳しいところに今追い込まれてゐると思います。その構造改革のおくれがさまざまなか形で経済を弱体化させて、そこに世界的なIT不況と同時多発テロによる世界的な不況の波が襲つてゐる。その意味では、この一、二年がまさに辛抱のしどころだというふうに思つています。

しかし、五百三十項目の政策項目を改革工程表に入れさせていただいた。その中の規制改革等が、私は間違いないく、少しずつではあるけれども、日本の経済にじわじわと効いてくるというふうに思つてます。

来年度に関しましては、引き続き厳しい状況が予想されますが、多くの専門家の予測では、アメリカ経済に関して、来年の後半からよいサインも出てくる。今外から吹いてきている非常に冷たい外的なショックが少し和らぐ方向に行くという状況の中で、日本の経済がじわじわと地力を發揮していく。経済をよくするには、私はやはりこれしかないのであります。

奇策はあるかというふうにお尋ねがありました

が、やはり経済というのはなかなか奇策というのはないわけで、しっかりと構造改革、規制改革など私が申し上げました年末、年度末、来年度、こう見た場合に、景気が上向くと考えておられますが。それとも、何か打つ手があるといふけれども、どう私が申し上げました年末、年度末、来年度、どうすれば私は安心して本当に楽しめますか。そういうのを持つておられるんでしょうか。そうであれば私は安心して本当に楽しめますか。それとも、何か打つ手があるといふけれども、どう私が申し上げました年末、年度末、来年度、こう見た場合に、景気が上向くと考えておられますが。それとも、何か打つ手があるといふけれども、どう私が申し上げました年末、年度末、来年度、どうすれば私は安心して本当に楽しめますか。そういうのがないと本当に大変だというように認識しているものですから、大臣の御認識はどううことか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣 私は、まずやはり日本の経済といふのは大変な地力、潜在力を持つてゐるというふうに思います。その潜在力を引き出すのがまさに構造改革であるというふうに思つわけです。

実は、二〇〇一年度と二〇〇二年度、この二年、日本の経済は本当に大変厳しいところに今追い込まれてゐると思います。その構造改革のおくれがさまざまなか形で経済を弱体化させて、そこに世界的なIT不況と同時多発テロによる世界的な不況の波が襲つてゐる。その意味では、この一、二年がまさに辛抱のしどころだというふうに思つています。

しかし、五百三十項目の政策項目を改革工程表に入れさせていただいた。その中の規制改革等が、私は間違いないく、少しずつではあるけれども、日本の経済にじわじわと効いてくるというふうに思つてます。

来年度にはその間は必ず動く、しかも大きく動くというふうに、例えば、今一六%のものが三%になるということになれば、その間は私は必ず相当の金が動くというふうに思つてます。

ですから、そういうのがカンフル剤で、それが半分で効果があるとは思えないと言つたところで、私はそれは効果があすからもあるようになりますけれども、私はそれには効果があるんだと見えないふうに思つてます。

○工藤委員 終わります。

○大畠委員長 続いて、北川れん子さん。

○北川委員 社民党的北川れん子です。よろしくお願いします。

私は、十一月七日に事故を起こしました浜岡原発のことでお伺いをしたいと思います。

昨日ですけれども、浜岡一号炉というの、當

業が七六年で九番目に古い、九番目に営業時間が長い、そしてまた形が旧型である原子力発電所だということでありました。そこへ視察に入ったわけなんですが、緊急炉心冷却系の一つであります高圧注水系の余熱除去系配管の破断、破裂場所、そこで、制御機器ハウジングの水漏れ場所ですね、こちらも格納器の中に入つて視察をしました。

社民党の衆議院二名と専門家が三名、原子力情報室の方が二名、そしてスタッフが八名、総勢十六名だったんですが、この危険区域に入つて一時間七分で私などは〇・〇四ミリシーベルトといふ被曝を受けた、そういう記録もいただいて帰ってきたわけです。

そして、ガンマ線の計測器ですが、これも各自それぞれ持つて入つたんですけど、私が持っていたのは最高で九・九九九マイクロシーベルトまでしか計測できませんが、それがピーピー鳴る箇所がたくさんありました。ですから、説明を受けた場所からすると三百倍から五百倍ぐらいの放射能汚染というものがあるんだろうというのも推測できたわけですね。

そして、中部電力の説明では、今、七八年営業の二号炉は、地域住民も心配しているため、自主的判断で停止、三号炉は点検中で停止、四号炉はBWRだが設計が違うため運転、五号炉は、ABWRは建設中という説明がありました。

そして、この破断事故といふのは、月一回の高圧注水系の作動試験を開始しているその折に、バルブを開いたところ破断が起きたというふうに説明があつたんです。

ここでお伺いしたいのですが、これはすなわち、原子炉からの水抜けが起き、緊急に水を送り込む必要が生じても動作不能という事態になつたのか、簡単に言うと、緊急炉心冷却装置といふものが作動しないというようなことに至ることが起つたのではないかというふうに思つます。

が、事故から二十日たつたわけですが、どういうふうな理解を現時点でされているか、お伺いしたいと思います。

○佐々木政府参考人 今回配管の破断がありました箇所は、ECCS系の一つであります高圧注入系でございます。原子炉の安全の確保は多重に設計をされております。そういう意味で、高圧注入系を含めて全部で五系統ございます。したがいまして、今回破断事故が起つりました瞬時に、高圧注入系は隔離をされまして、その機能が果たせないということでござります。しかしながら、安全系は多重に設計をされているということを御承知おきいただきたいと思います。

○北川委員 一応そういうことでは、今の御説明では動作が不能に陥つたということは認めるというふうにお答えいただいたと思うんですね。

それで、私もこのパイプというのを見たんですけど、直径十五センチで厚さが一・一センチありました。専門家の方も視察を終えてから、緊急非常用冷却配管があんなんに破壊して吹つ飛んでいる。三十秒間暴れ回るわけですねけれども、しかも、とめている支持部というのが真ん中で吹つ飛んでいた上に上つたメンバーは、暴れ回つて配管が当たつたところがいろいろ傷がついているところも見たり、それからはしごがぐちゃつとなつていても見たりといふこともあります。かなり衝撃が大きく出て、それがもつと次の破裂に行く寸でのところで手動でとめたということだったろうと思うんです。

そうしますと、今、多重防護をやつていらっしゃるということなんですが、その多重防護自身がかなり危険な状況にあつたんだということを私たちは専門家の意見も聞いて理解したんですけど、いわゆる安全圈内の七十気圧なんかで吹つ飛ぶというふうなのはおかしいというのが専門家の直観のお話であります。七十気圧という普通の安全圈内の気圧でなぜ吹つ飛んだと今思つていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 今先生御指摘のように、現

場を私も見ました。非常に大きな力がかかつたものと私どもも推測をいたしておりまして、そういう意味では、今までのいわばSCCでリークが起きたというような配管のいわゆる傷とかそうした事象を超えるものだという認識を今も持つております。

○北川委員 本当にありがとうございます。そして今、報道にあったようになります。そこで、まだ、全体として、この事象がどうして起つたのかということを今原因究明の中でござりますので、その原因究明の中で明らかにしてまいりたいと思っております。

○北川委員 傷を超えたという御答弁は、傷があつたというふうに言われたことと受けとめさせていただきます。次に行きます。

その傷、亀裂というものが伝播する、だから七十気圧で吹つ飛んだのではないか。この推測にしか至らないのはなぜかというと、寸法とか形状の生データ、それから温度データ、造データ、すべてまだ出ていないんですね。これを出していただきたい。そして、いわゆる皆さん方がお抱えられた専門家の方も解析をさせていただきます。専門家だけの解析調査ではなく、違う考え方で物事を見るメンバー、そういうメンバーにも解析をさせていただきます。

そこで、私は本当に強く思いました。これを本当に強く思いました。ですから、そういう生データが出でないのでもできていたという報道がありました。これは専門家はとても慎重ですから、私たちに言つてくれたのは唯一、やはり美浜の破裂と同じぐらいいに重大な事故であつたということをお伺いしました。次にお伺いしたいんですが、配管の内側には、軸方向に数ミリ一本ぐらいの間隔で亀裂が幾つかありました。この破裂した配管部の切断を実施しているところでござります。私も現場で、いたしまして、材料の破面あるいは断面の調査を実施していけるところです。

○佐々木政府参考人 現在、当該配管部の切断をいたしましたが、このままでは、これが

いろ情報、生データの公開等、私どもは適宜、今後の作業の進捗状況に応じまして公開の精神でやつてまいりますし、また、原子力安全委員会にも御報告しながらやつていく所存でございます。

○北川委員 本当にありがとうございます。そして今、報道にあったよな事実があるんだということを御回答いただいだと思います。

次に、今言つてくださった切り出したパイプ、私たちが行つたときはもう、ちぎれて暴れ、破裂したところは切り取つて、なかつたんですよ。メンテナンスエリアに切り出したパイプが置いてあつたわけですが、この切り出し作業というのは労働者の人たちにすごい被曝をさせるものだと聞きました。こういうふうに資料に、中部電力も、労働者の方が作業をしていらっしゃるところ、二重の手袋で黄色い服でという姿を写した写真もいたたんですけれども、格納器の中がより一層なお、格納器の外に漏れなかつたからいいではないか、他者に影響を及ぼさなかつたからいいではないかというのが今見解なんですが、中にいるメンバー、特に集中コントロール室じゃないところにいる現場のメンバー、ここに多量の被曝といふものを強いていらっしゃると思うんですが、この点は後でも一度お伺いしたいと思います。

そして、今の切り出したパイプとかテストパイプ、これが、中部電力は日立、東芝ですね、関係会社が。日本原電、この研究機関に持ち込んだと言われたんですよ。原子力安全委員会にお伺いしたいんですが、これで公平な調査ができるんでしょうか。

○佐々木政府参考人 最初におつしやいました作業者の被曝管理でございますけれども、原子力発電所におきます放射線業務の従事者の被曝管理につきましては、法令に基づきまして、被曝線量限度が五年間で百ミリシーベルトを超えず、かつ、

いずれの年も年間五十ミリシーベルトを超えないこととされています。事業者は、これを踏まえまして、作業者の被曝放射線量をできるだけ低くおさめるよう義務をつけられているわけです。私どもも、その報告をきちんと聞くということにしております。

それから、今後の調査計画の中で、今先生が御指摘の材料の関係の破面あるいは断面の調査でござりますけれども、私どもとしては、日本原子力研究所もクロスチェックの機関としてこの材料の関係の調査をしていただくことにより、より客觀性を求めていろいろな角度からの御意見を賜つて調査を進めたいというふうに考えております。

○北川委員 ということは、幾ばくか公平でないところもあるから、そのテストピースとかちぎれて本当に躍り上がったところというのは、他者が見たいと言えば、きつちり検査状況としていただけあるということも含めてお考えなのかというのも伺いしたいんですが、今は保安院の方からお伺いしました。

原子力安全委員会にお伺いしますが、原子力安全委員会が一番根幹的に、安全性の面を届け出るときから見ていついらつしやるメンバーであります。だから、二十八年前つくられ、運転が二十六年前から始まつたこの浜岡一号炉を見ていらつしゃるわけですが、今の保安院のお答えを聞かれます。どう思われたのかと、それからもう一つは、炭素鋼でつくられた系統まで、いわゆる走検には入つていなければよね。そういうふうに思つていらつしやるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○木阪政府参考人 お答え申し上げます。

今先生、浜岡の一號炉につきまして言われましたけれども、私ども、この安全委員会が発足したのは昭和五十三年でございます。したがいまして、設置許可がおろされたときは原子力安全委員会ではなくて原子力委員会の時代でございます

が、もちろん安全規制はずつと継続しておりますので、私どもは、安全規制という観点からではずっと見ておるということは確かであろうかと思います。

それで、今回の事故に関して、私どもは、先ほど保安院長の方からお話をありましたように、現在、先ほどの日本原子力研究所等を通じまして、専門的な原因調査、その金属面を調査したり、そういうデータがいずれ出てくるというふうに考えておりまして、そういうデータが出てきた段階で私どもとしてきちっとした判断をしてまいりたいというふうに思つているところでございます。

確かに、今回のような配管、先ほど先生言われましたように、十五センチぐらいの配管が破断をしたというようなことがもちろんございますので、私ども、非常に重く受けとめているということをございます。したがいまして、私どもとして、通常の事故調査というよりは、私ども自身も事故調査の専門部会を開催いたしまして、このための専門のワーキンググループをつくりまして、現在、事故調査を進めておるところでござります。

○北川委員 私は、原子力安全委員会というは保安院から情報を探るに当たりまして、もと同時に、先ほど申し上げましたワーキンググループの専門委員、それから私どもの事務局の職員、これは、事故が起つて直後にも事務局の職員も現場に入り、みずから調査活動を現生言われましたように、決して保安院からだけの情報でやつておるということではありません。

私は、これは、事故が起つて直後にもう既に事務局の職員も現場に入り、みずから調査活動を現生言われましたように、決して保安院からだけの情報でやつておるということではありません。

○須田委員 先ほど先生も言われましたように、十二年目に漏れを起こしていくとともに、私はこれはすごく重大だと思うんですが、保安院の権限というのは、わかつた七月の段階、もしくは八月の段階で中部電力に何らかの指示をするべきではなかつたのかというふうに思つて、この辺はどうなつていただいでのでしようか。

○佐々木政府参考人 今回、制御棒駆動機構の案内管からの水漏れにつきまして、これがいつから水漏れが始まつたかということは、今後の原因究明の中で一つの重要なファクターであると思っております。私ども規制当局がこの状況を聞きましたのは、十一月の十二日でございました。

今先生御指摘のように、一九八八年に中性子計測のインコアモニターのハウジングでやはり漏れが生じたということで、中部電力は自主的に露計といふものを設置いたしまして、微少な漏れを事前に察知するという対策をとつたわけでございますが、私ども、今、この露点計といふものの

子力安全委員会の須田委員が、七月ごろから水漏れが続いていたデータ、これは中部電力も出しておられたと思うんですけれども、季節の変動で多少はこうなるから余り気にしていなかつたというこりませんけれども、この七月ごろから水漏れが続いていることを十一月二十一日の新聞では報道されていたんだですが、これは本當だったんですね。それともう一つは、八八年の九月にも水漏れ事故を起こしておりますよね。この水漏れを察知するために取りつけた露点計という計測器からそういう漏水の兆候が見られたということだったと思いましょうか。

○木阪政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、事故調査をするに当たりまして、もちろん保安院から情報提供をいたくということがと同時に、先ほど申し上げましたワーキンググループの専門委員、それから私どもの事務局の職員、これは、事故が起つて直後にも事務局の職員も現場に入り、みずから調査活動を現生言われましたように、決して保安院からだけの情報でやつておるということではありません。

私は、これは、事故が起つて直後にもう既に事務局の職員も現場に入り、みずから調査活動を現生言われましたように、決して保安院からだけの情報でやつておるということではありません。

○須田委員 先ほど先生も言われましたように、十二年目に漏れを起こしていくとともに、私はこれはすごく重大だと思うんですが、保安院の権限というのは、わかつた七月の段階、もしくは八月の段階で中部電力に何らかの指示をするべきではなかつたのかといふふうに思つて、この辺はどうなつていただいでのでしようか。

○佐々木政府参考人 今回、制御棒駆動機構の案内管からの水漏れにつきまして、これがいつから水漏れが始まつたかということは、今後の原因究明の中で一つの重要なファクターであると思っております。私ども規制当局がこの状況を聞きましたのは、十一月の十二日でございました。

今先生御指摘のように、一九八八年に中性子計測のインコアモニターのハウジングでやはり漏れが生じたということで、中部電力は自主的に露計といふものを設置いたしまして、微少な漏れを事前に察知するという対策をとつたわけでございますが、私ども、今、この露点計といふものの

データの有効性の問題、そして、いろいろな監視装置がありますけれども、こうしたものとのデータのバランスから、これがどういう判断基準できちんとこうした漏えいというものをこの露点計を設置したことによつてつかまえられるか、こうしたことは、いろいろな総合パラメーターと十分に整合性を検証した上でないと軽々には判断はできないといふうにも思つております。

露点計自身が正常な稼働状態であつたかということも含めて、詳細に中部電力の方から我々もよく説明を聞いて判断をいたしたいといふうに思つております。

○北川委員 今のをお伺いしていると、軽々な判断をしているうちに大事故に至る事故が起つたといふうにしか私は聞こえてこないんです。が、次に尾身大臣の方にお伺いいたします。

先ほどから何点か言つていることは、いわゆる原子力発電二十五年寿命説というのを建設の当時にはきつちり言つていました。それが、今なぜか、六十年もたすんだというふうに変わってきました。これは経済性の論理からそなつたと思うんですが、もう十二年前の事故のときから言つてはいましたが、老朽化、応力腐食割れ等々の問題というものは表面化してはいたんですね。これに対する今の尾身大臣の御見解。そして、今回、生データを本当に早く、瞬時に出すということは、これから原子力発電所を推進される側にいらっしゃるメンバーにとてもとても重要だと思つますが、そのことに対する御見解。そして、今回の調査、分析に関しては、ぜひ推進派以外のメンバーの専門家、学者、市民運動、地域周辺住民等々がきつちり調査、分析できるような形といふうのを、テーブルを持つべきではないかと思ひます、これに対しての大臣の御見解。三つあわせてお伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 この浜岡原発事故につきましては、大変大事な原子力の安全性の問題でございまして、私ども、全力を尽くしてその原因解明をして、お伺いしたいと思います。

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 平成十三年十一月二十八日

対に起こらないようにしてまいりたいというふうに考えております。

何かあつたときは一時停止、自動的に停止す

るという設計もしているわけでございまして、設

計上の構造としても、私どもとしては、安全性に

は万全を期せられているというふうに考えており

ます。

長い間、長期運転をしておりまして古くなつた

というようなお話をございましたが、定期的な検

査も行いまして、必要な機器の補修あるいは補充

あるいは交換等を行うというようなことで、き

つとその管理をすることによって安全性を確保

しているものと考えているわけでござります。

ただ、それにつきまして、安全性の問題は大

変大事な問題でござりますので、安全委員会の審

査等におきましても、できるだけのデータを公開

し、透明性のある形で審査をし、国民の皆様に御

理解と納得をしていただけるような形をとりた

い。そして同時に、原子力を推進していく立場に

ある私どももいたしましても、安全性の確保とい

うのは最重点項目でござりますから、これを絶対

に間違いないようにしていきたいというふうに考

えております。

この安全審査委員会の委員の構成等でございま

すが、これにつきましては、まさに最前線にある

最善のメンバーで専門家を集めて審査をしている

わけでございまして、むしろそれをきつと公開

をした中で、透明性を持つて審査をしていくとい

うことが大変大事だろうというふうに考えており

ます。

○北川委員 時間が来たので最後ですけれども、

九三年から九四年に、第十三回定期点検の折に、

一連の老朽化対策工事を行つていらつしやるんで

すよ。このとき、余熱除去系の蒸気凝縮系の配管

を取りかえている。この配管、エルボー部という

のですが、L字形に変更するように指示した。こ

れが今回の破裂の事故につながるというふうになつてゐるんですが、保安院も配管がどうなつてゐるか知らない、安全審査の対象にもなつてゐるということなんですね。

更というのではやはり国の政策そのものの変更に直結をするわけで、住宅についていうならば、日本の住居水準をどうするのか、あるいは、どういう町並みにするのか、防災をどうするとか、公共住宅政策はそのためどう活用するのか、こういう議論が必要だと思うのですけれども、そういうものはなくして、一切抜きで、あるのは民間でできることは民間にゆだねるということだけのようになります。

尾身大臣は今、安全性を自分たちのメンバーでやるんだということを繰り返して言われたと思うのですが、安全委員会も知らない審査の対象になつていて、保安院も配管を知らない、こういう現実はどういうふうに思われますか。

○佐々木政府参考人 当該破断部の配管は第三種

管という位置づけをいたしておりますが、設置許可の申請の中でそのシステム系はきちんと審査をいたしておりますところでございます。

今先生御指摘の改造したことでございまして、さしつとその管理をすることによって安全性を確保しているものと考えているわけでござります。

ただ、それにつきまして、安全性の問題は大変大事な問題でござりますので、安全委員会の審査等におきましても、できるだけのデータを公開

し、透明性のある形で審査をし、国民の皆様に御理解と納得をしていただけるような形をとりたい。

そして同時に、原子力を推進していく立場に

ある私どももいたしましても、安全性の確保とい

うのは最重点項目でござりますから、これを絶対

に間違いないようにしていきたいというふうに考

えておりません。

○北川委員 延長していただきましてどうもあり

がとうございました。終わります。

○大畠委員長 続きまして、松本善明君。

○松本(善)委員 石原大臣に特殊法人の改革問題

で質問しようと思います。

二十二日に政府・与党は特殊法人改革問題で合意をし、大臣もその趣旨で行革推進本部に報告をされたと思います。この内容は大変問題があつ

ります。そして、マスコミも指摘をしていますが、道路公団で

いえば、むだな高速道路づくりをやめるという保証はどこにもないし、道路特定財源の一般財源化

の公約も全くやろうとしている。その一方で、

国民生活にかかわり、その充実が求められており

ます公団住宅の都市整備公団や住宅金融公庫は廃止するということでありました。

これは公共住宅に対する国の責任を放棄するも

のだと思いますが、特殊法人は国の政策で設立を

されて運営をされてきた。自民党も与党としてそ

れは深くかかわってきたものであります。この変

更についてはやはり国の政策そのものの変更に直結をするわけで、住宅についていうならば、日本の住居水準をどうするのか、あるいは、どういう町並みにするのか、防災をどうするとか、公共住宅政策はそのためどう活用するのか、こういう議論が必要だと思うのですけれども、そういうものはなくして、一切抜きで、あるのは民間でできる

ことは民間にゆだねるということだけのよう思

います。

石原大臣に伺いたいのは、今回の都市公団と住

宅公庫の廃止を今後の日本の公共住宅政策にどう

位置づけているのか。言いかえれば、小泉内閣の

住宅政策はどういうもので、公団住宅の都市整備

政策をどういう方向に進める考え方なのか、あるい

は、住宅金融公庫法の「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」を供給する、そういう理念はもう放棄をしてしまうのか、こういう点についてまず最初に伺いたいと思うのであります。

○石原国務大臣 ただいま松本委員の御指摘の点は、昨日政府の方の特殊法人等改革推進本部で決定をいたしました住宅金融公庫並びに都市基盤整備公団の廃止に関しまして、今後の住宅政策のあり方についてはどのように考えるかという質問とお受け取りさせていただきました。

住宅金融公庫につきましては、御承知のように五年以内に廃止することとさせていただいている

期間中に廃止する。集中改革期間は平成十七年度いっぱいでございます。そして、この融資業務については段階的に縮小する、そして住宅金融公庫が先行して行うことをとしている証券化支援業務については、これを

行う法人を設立する等々でござります。

また、都市基盤整備公団については、集中改革



クを迎えるといった中で、住宅を取得する人だけにそれだけ手厚い住宅取得の政策を打っていく必要があるのかないのかという政策論の中で判断を

させでいたたいていしているところでござります。  
○松本(善)委員 ヨーロッパの例を話されました  
けれども、ヨーロッパの公共賃貸住宅は日本の約  
三倍であります。オランダが、全住宅に対する公  
共賃貸住宅の割合は四〇%、それからスウェーデ  
ン、二二%、イギリスが二一・六%、これはサッ  
チャー政権で減らしたのですが、その前は三

三%、日本は七%にすぎません。だから、住宅事情がヨーロッパとは全然違う。

しかも、全体として、長期、固定の金融を低利でやるということは、民間金融機関としてもうから非常に大変です、手数料だけの問題で

はなく。だから、証券化をしても、投資家は高金利を望む。それが一体できるのかどうか。今ま

で住宅金融公庫がしていたような融資が民間でできるのか。できないのではないかということの懸念が方々からされているわけです。これは経済法

則からいっても当然なんです。民間にやらせれば、これは商売ですから、住宅金融公庫のよう

に、低利で長期、固定の融資をするというのはで  
きなくなるのじやないですか。

して、ダイレクトローンを本当にこれからやつていく必要があるのか、あるいはアメリカで行われ

ておりますようなジニー・メイ、ファニー・メイに代  
表されるような政府保証のついた保証でやつてい  
くのか、そういうものを含めて検討していくとい

うことでございまして、住宅政策で弱者の方々あるいは困っている方々を発生させるような気持ち

○松本(善)委員 それで、では、住宅金融公庫は  
発上してから形は減免でやるんだ、國の出す金は妥  
は毛頭ございません。

馬鹿にしてや形に沿和でやるんが國の上て金に弱  
わらない、だから低所得者についても何の心配も  
ないというのなら、何にも変わらぬじやないです

か。形を変えるだけであつて、何も変わらぬじやないですか。それはやはり、住宅政策が後退しないで

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 平成十三年十一月二十八日

て、民間をもうけさせようということじやあります

○松本(善)委員 今の日本の住宅の状況が欧米に比べてもう住宅政策が必要がないのだと言わんばかりのことをおっしゃるところは、おおむね、おおむね

○松本(善)委員 今の日本の住宅の状況が欧米に比べてもう住宅政策が必要がないのだと言わんばかりのことを言つておられますけれども、先ほどこの公共住宅の欧米との比較の問題、さらに、欧米は住宅取得費は年収の約三倍ですが、日本は年収とよって新たなビジネスチャンスが生まれ、民間の金融機関が活性化するということは決して悪いことではないですし、松本委員におかれましても、民間の金融機関がつぶれて、今から二三年前の金融危機のような状態を招いた方がいいとはお考えになつていないのでないかと推察させていた

の五倍なんですね。年収がたくさんある金を出してい  
ると言つけれども、住宅取得については欧米より  
○松本善(委員) 住宅政策の後退を問題にしてい  
だくところでもござります。

もはるかに日本が困難だ、そういう状態のもとで  
金は出し過ぎているということが果たして言える  
のかどうかという問題が問われている。  
中国地方で開かれたタウンミーティングで、柳  
澤金融大臣も、住民から、これをやつしていくと銀  
るんですよ。

あなたは、銀行のためじゃない、こういうふうに言われておりますけれども、九月二十一日、都行からでは融資が受けづらいという質問に対し、銀行は心を入れかえて、住宅金融公庫よりよ

内的講演で石原大臣は民間金融機関が長期低利の住宅ローンに進出し、住宅公庫の七十兆円を超す良質なローン債権を欲しがつてゐる、これをもうけるのじやなくて、もっと銀行がちゃんといい住宅ローンの政策をとるべきだと言つていま

紹介して、この住宅ローンの民間への移動で日本の金融機関も元気づくということを強調した。銀  
す。  
私は、どういうふうに弁解をされても、この結

行の不良債権処理にも直結をし、いつてみれば国の財産を経済活性化につなげる宝だ、同公庫廃止の効果をこういうふうに言って強調をしておられることはもう明白だと思います。

最後にお聞きをしたいのですが、公的金融機関がいっぱいあります。一番むだ遣いをやっている

きますように、特殊法人等の廃止、民営化を進めることによりまして、事業の効率化、民業圧迫の真つ先にやらなければならぬといつたらここではありませんか。何で公的金融機関の中で最初にこ

是正、サービスの多様化、国民負担の軽減が図られます。住宅金融公庫の改革におきましても、國民にとってこのようなメリットがあると考えております。住宅金融公庫を取り上げるんですか。そこはどういう政策判断ですか。

おつて、銀行救済を目的としてこれをやつてあるのではなくて、先ほども申しておりますように、  
この不動産大暴落で半壊した方々に、  
住宅取得のために年間四千億から五千億円と  
いう国費を限られた方々に与えることが公平なの

住宅金融公庫に年間四千億から五千億の国費を投入して、毎年借りるであろう五十万人の方々にそれをさせていただいたところでござります。

融機関は、この住宅金融公庫のほかに八つござります。今回の特殊法人改革では、すべての特殊法

住宅証券、この住宅ローン債権を証券化することによる、認可法人を対象として、廃止・民営化を前提

に、ゼロベースから事務事業を徹底的に見直しを行おうということでございます。

住宅金融公庫などの先行七法人、いわゆる道路四公団を含めて七法人については他の法人に先駆けて実質的な結論を昨日得たところでございますが、住宅金融公庫以外の政策金融機関につきましては、十二月の特殊法人等整理合理化計画の策定に向けて、民間にできることは民間にゆだねることを基本原則として、事務事業の徹底した見直しを行つて行く所存でございます。

○松本(善)委員 なぜ住宅金融公庫が真っ先のかという説明には、私は全くなつていないと思想です。それで、限られた人になぜそういうことをしなければならぬかということを盛んに言われますけれども、住宅事情が、住宅をもつと充実をしていかなければならぬということは、それを政策としてとつてきておる。自民党がやつてきたことですよ。それはもう当然の話です。先ほど来何遍も言つているように、限られた人というのは、歐米から比べて非常に富裕だとか、もうそんな援助はしなくともいいというようなものでは決してない。

私は、石原大臣、何遍もいろいろ同じことを言われますけれども、やはりこの結果は住宅政策の大きな後退で、銀行が今まで住宅金融公庫がやつてきた仕事をやつて、そして利益を上げるという結果になるということを指摘して、質問を終わりたいと思います。

○大畠委員長 以上で松本善明君の質問を終わります。

協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得た次第であります。

この際、本起草案の趣旨及び内容について、私から御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

近年、少年の非行は、凶悪化、粗暴化の傾向を示しておりますが、こうした少年の多くにおいては、重大な非行に至るまでには、喫煙、飲酒など

の問題行動があることが指摘されております。少年補導の大半も、喫煙、飲酒によるものであります。そして、このような少年の問題行動が、路上、繁華街等で公然と行われる傾向が強いものとなつてゐる一方、たばこや酒類を販売する業者の一部が、依然として、客が二十歳未満であることを知り、またはこれを知り得る場合であつても必要な注意を払わずに、たばこや酒類を販売している実態があります。

少年の喫煙、飲酒は、少年自身の問題だけではなく、社会の責任の問題でもあります。昨年、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対しても両罰規定を設け、さらに、たばこ等の販売及び酒類の提供禁止違反に対する罰則を強化する措置が講じられたところがあります。

しかしながら、依然として、二十歳未満の者に對して、たばこや酒類を販売している実態がなくならない状況にあります。

そこで、今回、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に一層資するため、たばこの販売業者等において調査を進めます。未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般衆議院議会等において

まず第一に、たばこ等を販売する者は、年齢満二十年未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとしております。

第二に、営業者であつてその業態上酒類を販売または供与する者は、年齢満二十年未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとしております。

なお、本案は、公布の日から施行するものとしております。また、供与する者は、年齢満二十年未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案

#### 〔本号末尾に掲載〕

○大畠委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○大畠委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大畠委員長 御異議なしと認めます。よつて、第三回は、公報をもつてお知らせする」ととし、本日は、これにて散会いたします。

#### 午後零時十分散会

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案

#### 〔未成年者喫煙禁止法の一部改正〕

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0